

とだあんさんぶるプラン

～第五次戸田市男女共同参画計画改定版（案）～

目 次

第1章 計画の見直しにあたって	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画改定の基本的視点	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 条例の基本理念と計画の理念及び進め方	4
2. 計画の目標	6
3. 計画の体系	7
4. 計画の指標	8
第3章 男女共同参画に関する戸田市の現状	10
1. 人口と世帯の状況	10
2. 結婚・出産の状況	15
3. 就労分野における女性の参画状況	16
4. 政策・意思決定過程への女性の参画状況	19
5. 計画の見直しの前提となる現状把握と課題設定	21
第4章 計画の内容について	30
目標Ⅰ お互いの人権を大切にできるまち	30
施策1 身近な人からの暴力被害の根絶	31
施策2 ジェンダー平等と人権尊重に関する意識啓発	35
施策3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	41
目標Ⅱ 地域や家庭の暮らしを支えあえるまち	45
施策4 地域活動における男女共同参画の推進	46
施策5 防災及び防犯における男女共同参画の推進	48
施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進	50
施策7 子育てや介護を支援する体制の整備	53

目標Ⅲ いきいきと活躍できるまち	56
施策8 働く場における男女共同参画の推進	57
施策9 女性の就業・起業の支援	60
施策10 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	62
施策11 性差や年齢に配慮した健康づくりへの支援	65
目標Ⅳ 連携と協力で取り組みを進めるまち	68
施策12 男女共同参画の推進拠点の充実	69
施策13 庁内の男女共同参画の推進	72
施策14 連携と協力による推進体制の整備	75

本計画書の見方

- ◆本計画書では、原則として和暦と西暦を併記しています。
- ◆「戸田市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を引用しているグラフでは、回答比率の小数点第2位を四捨五入し、第1位までを表示しています。そのため、合計が100.0%にならない場合があります。

1. 計画改定の趣旨

本市では、平成31（2019）年3月に「とだ あんさんぶるプラン～第五次戸田市男女共同参画計画～」(平成31（2019）年度～令和10（2028）年度)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んできましたが、令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、社会情勢は大きく変化しました。特に、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担偏重、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と略す）や児童虐待の増加など、これまで見過ごされてきたことや、表面化してこなかった諸問題が顕在化しました。

国の動きについてみると、令和元（2019）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の改正が行われ、令和4（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、令和5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が新たに成立しています。

このような状況の中、現行計画「とだ あんさんぶるプラン」が中間年を迎えることから、令和5（2023）年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の結果を元に、社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図ることとしました。

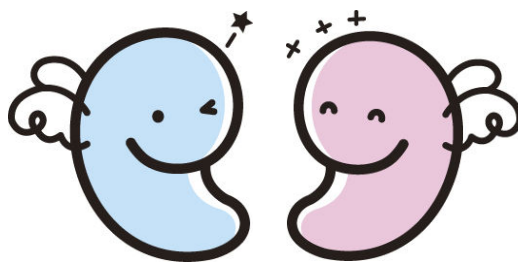
戸田市男女共同参画キャラクター「ビリーちゃん」「リブちゃん」

「ビリーちゃん」と「リブちゃん」は、胎児がはじめに歩む進化の形ともいわれる勾玉のイメージから生まれました。

「男性または女性になる前の一つの命として向かい合い、共に協力し合って生きていきましょう」という願いが込められています。

“男と女が共に信頼し合い、助け合い、力の出し合える男女共同参画社会を築いていこう”という意味を込めた『ビリーブ（Believe）』から、「ビリーちゃん」「リブちゃん」と名付けられました。

また、さまざまな色の「ビリーちゃん」「リブちゃん」は、“お互いの多様性を認めあおう”という意味がこめられています。



ビリーちゃん・リブちゃん

2. 計画の位置づけ

- ◆この計画は、男女共同参画社会を実現するため、総合的・計画的に推進するための基本となるものです。
- ◆この計画は、「戸田市男女共同参画推進条例」第8条第1項及び「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づいて策定しています。
- ◆この計画は、「男女共同参画社会基本法」、国の「第5次男女共同参画基本計画」、埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「戸田市第5次総合振興計画」との整合性を図っています。
- ◆この計画の施策1に係る部分について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（戸田市DV防止基本計画）として位置づけています。
- ◆この計画の施策6・7・8・9に係る部分について、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（戸田市女性活躍推進計画）として位置づけています。
- ◆この計画の改定にあたっては、令和5（2023）年度に「男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「市民意識調査」）を実施し、「戸田市男女共同参画推進委員会」及び「戸田市男女共同参画庁内検討会議」による協議を行い、パブリック・コメントで市民の方々から、ご意見やご提案をいただき策定しています。

3. 計画の期間

この計画は「第五次戸田市男女共同参画計画」の後期である令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図ることから、必要に応じて見直します。

4. 計画改定の基本的視点

「第五次戸田市男女共同参画計画」では「戸田市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて計画の理念を設定しています。計画の後期も同じ理念のもとに施策を推進します。計画の「目標」も同様とします。

「施策」、「施策の方向」、「具体的な取り組み」については、「戸田市第5次総合振興計画」、国・県の「男女共同参画基本計画」や法制度改正等を踏まえ、追加や一部見直しを行っています。

1. 条例の基本理念と計画の理念及び進め方

本市では「戸田市男女共同参画推進条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、平成28（2016）年10月1日から施行しています。条例では、誰もがそれぞれの違いや多様な生き方を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して、次の7つの基本理念を掲げています。

＜条例の基本理念＞

- ◆性別、性的指向、性自認による差別的な取扱いや暴力を根絶し、誰もが個人として尊重されること。
- ◆誰もが、性別による固定的な役割分担の意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- ◆誰もが、性別、性的指向、性自認に関わりなく、社会のあらゆる分野における活動の方針の立案や決定に参画する機会が確保されること。
- ◆学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。
- ◆家族を構成する者が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活と職場や地域における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- ◆誰もが、性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。
- ◆国際社会や国内における男女共同参画に関する取組を積極的に理解すること。

計画の理念

条例の基本理念を受け、この計画の理念を次のように設定します。

みんなが認めあい・支えあい・輝くまち とだ

性別や性的指向や立場など、様々な面で自分とは異なる要素を持っている人を認めあい、本市で暮らす人々の生活を市民同士や地域社会、行政が一体となって支えあい、そして一人ひとりが個性と能力を発揮して輝けるまちを目指します。

計画の進め方

この計画は、条例に基づいて市民、事業者、市のそれぞれが役割を果たし、互いに連携・協力し合いながら、男女共同参画社会実現に向けた施策を展開するものです。



資料：「戸田市男女共同参画推進条例」パンフレット

2. 計画の目標

計画の目標は、計画の理念や進め方を反映して、次のように設定します。

目標Ⅰ

認めあい



お互いの人権を大切にできるまち

性別や性的指向、性自認、立場などが違っていても、一人ひとりの人格を認めあい、差別を許さない意識啓発を充実させます。また、暴力をもって人を支配したり、苦しめたりすることは重大な人権侵害であるという意識の浸透を進め、身近な人からの暴力被害を根絶するための取り組みを推進します。

目標Ⅱ

支えあい



地域や家庭の暮らしを支えあえるまち

家族形態が多様化し、少子高齢化も進む中、子育てや介護、地域防災などについてみんなで支えあいながら、一人ひとりがいきいきとした生活を送れるような環境整備と体制づくりを推進します。

目標Ⅲ

輝く



いきいきと活躍できるまち

働く場や政策・方針決定過程において、性別を問わず誰もがその個性と能力を十分に発揮できるように、意識啓発や環境整備、人材開発の機会提供を推進します。また、性別やライフステージにかかわらず誰もがいきいきと活躍できるように、生涯を通じた健康づくりへの支援を充実します。

目標Ⅳ

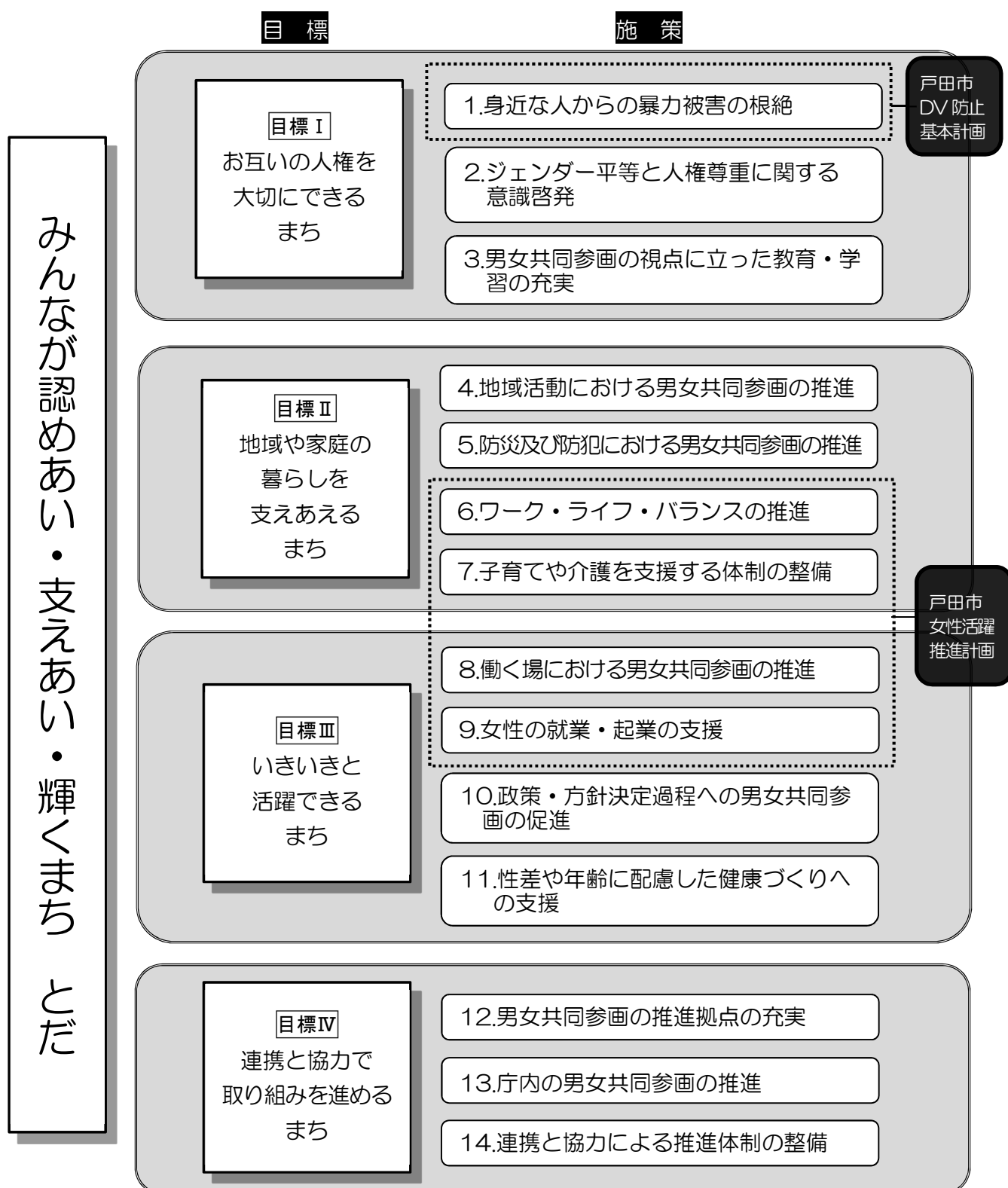
進める



連携と協力で取り組みを進めるまち

市民、事業者、市のそれぞれが連携・協力し、さらに、国・県とも連携しながら計画を推進します。

3. 計画の体系



4. 計画の指標

- 目標を達成するため、施策ごとに指標を次のように設定します。
- 各目標値の算出根拠は、第4章の指標の項目に記載しています。
- 進捗状況を毎年度（※1）調査して、調査結果をホームページに公表します。
- 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

（※1）市民意識調査等に基づく指標は、数年に1回になります。

目標Ⅰ お互いの人権を大切にできるまち				
施 策	指 標	当初	中間年	最終目標
1.身近な人からの暴力被害の根絶	◇市内の全中学校で異性の尊重について学ぶ機会をつくります。	2 校 (2017 年度)	全 6 校 (2022 年度)	全 6 校 (2027 年度)
	◇DV に関する相談先を知っている人の割合を増やします。	14.9% (2017 年度)	7.8% (2023 年度)	30.0% (2027 年度)
2. ジェンダー平等と人権尊重に関する意識啓発	◇「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担に同感しない市民の割合を増やします。	34.2% (2017 年度)	65.9% (2023 年度)	44.0% (2027 年度)
	◇LGBTQ の内容まで知っている人の割合を増やします。	18.0% (2017 年度)	48.8% (2023 年度)	38.0% (2027 年度)
3.男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	◇市内の全小学校で男女共同参画の大切さを学ぶ機会をつくります。	7 校 (2017 年度)	全 12 校 (2023 年度)	全 12 校 (2027 年度)

目標Ⅱ 地域や家庭の暮らしを支えあえるまち				
施 策	指 標	当初	中間年	最終目標
4.地域活動における男女共同参画の推進	◇地域活動に参加している人の割合を増やします。	52.4% (2017 年度)	40.1% (2023 年度)	63.0% (2027 年度)
5.防災及び防犯における男女共同参画の推進	◇防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要であると思う人の割合を増やします。	75.6% (2017 年度)	74.3% (2023 年度)	86.0% (2027 年度)
6.ワーク・ライフ・バランスの推進	◇ワーク・ライフ・バランスの内容まで知っている人の割合を増やします。	18.2% (2017 年度)	37.8% (2023 年度)	44.0% (2027 年度)
	◇ワーク・ライフ・バランスを実現している人の割合を増やします。（※2）	50.3% (2017 年度)	50.8% (2023 年度)	62.5% (2027 年度)
7.子育てや介護を支援する体制の整備	◇保育園の受け入れ人数を増やします。	3,795 人 (2018 年度)	4,201 人 (2022 年度)	4,200 人 (2028 年度)
	◇介護予防のためのTODA元気体操を行う通いの場を増やします。	18 箇所 (2018 年度)	36 箇所 (2022 年度)	48 箇所 (2028 年度)

（※2）指標「ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。」の算出基準は、従来は「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」のみの割合でしたが、算出基準を見直して「仕事と自分の活動を優先」+「仕事と家庭生活を優先」+「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」の割合の合計としました。

目標Ⅲ いきいきと活躍できるまち				
施 策	指 標	当初	中間年	最終目標
8.働く場における男女共同参画の推進	◇職場における男女の地位が平等だと感じる人の割合を増やします。	20.3% (2017 年度)	24.8% (2023 年度)	27.0% (2027 年度)
9.女性の就業・起業の支援	◇再就職の支援講座を受けた人の理解度を高めます。	—	95.8% (2022 年度)	80.0% (2027 年度)
	◇女性の 30～39 歳の労働力率を高めます。	67.2% (2015 年度)	77.0% (2020 年度)	74.0% (2025 年度)
10.政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	◇審議会等の女性委員の比率を高めます。	27.6% (2017 年度)	28.1% (2023 年度)	40.0% (2027 年度)
	◇男女共同参画人材リスト（旧「女性人材リスト」）の登録者を増やします。	29 人 (2017 年度)	35 人 (2022 年度)	58 人 (2027 年度)
11. 性差や年齢に配慮した健康づくりへの支援	◇健康だと思う人の割合を増やします。	78.6% (2017 年度)	77.1% (2022 年度)	85.0% (2027 年度)

目標Ⅳ 連携と協力で取り組みを進めるまち				
施 策	指 標	当初	中間年	最終目標
12. 男女共同参画の推進拠点の充実	◇『あいパル』が男女共同参画の推進拠点であることを知っている人の割合を増やします。	16.5% (2017 年度)	16.2% (2023 年度)	33.0% (2027 年度)
13.庁内の男女共同参画の推進	◇役付職員に占める女性の割合を県内市町村平均まで増やします。	24.1% (2017 年度)	21.0% (2022 年度)	29.0% (2027 年度)
	◇男性職員の育児休業取得率を高めます。	13.2% (2017 年度)	73.9% (2022 年度)	15.0% (2027 年度)
14. 連携と協力による推進体制の整備	◇戸田市男女共同参画推進条例を知っている人の割合を増やします。	3.0% (2017 年度)	3.2% (2023 年度)	14.0% (2027 年度)

第3章

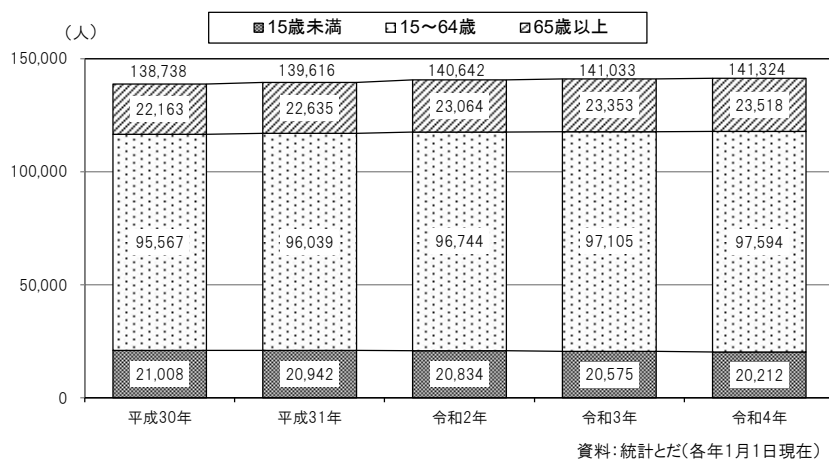
男女共同参画に関する戸田市の現状

1. 人口と世帯の状況

本市の人口は、平成30（2018）年1月1日現在では138,738人でしたが、令和4（2022）年には141,324人となっており、増加傾向が続いています。

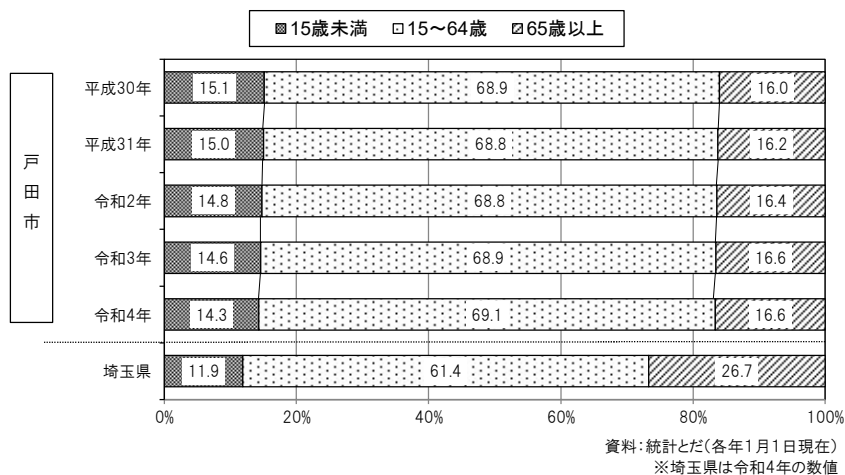
年齢3区分（15歳未満、15～64歳、65歳以上）別人口をみると、15～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（高齢者人口）は増加していますが、15歳未満（年少人口）は減少しています。

◆図1 人口の推移



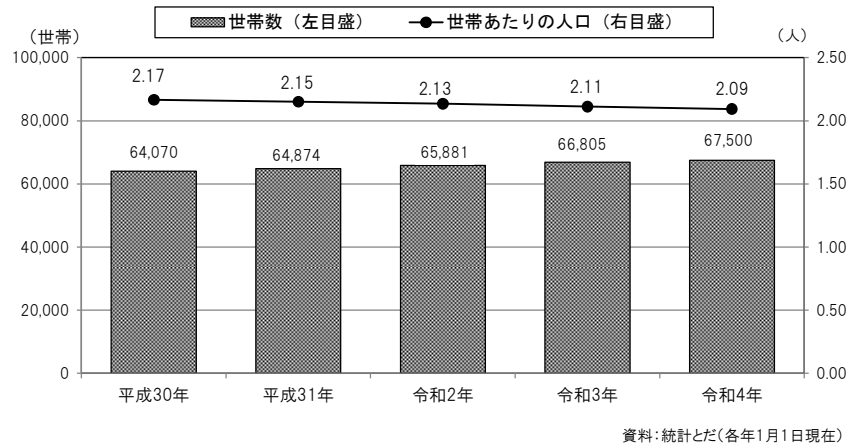
年齢3区分人口を構成比でみると、年少人口の割合は減少していますが、高齢者人口の割合は増加傾向にあります。生産年齢人口の割合は平成30（2018）年以降ほとんど横ばいの状況が続いています。埼玉県と比較すると、本市の年少人口及び生産年齢人口の割合は高く、高齢者人口の割合は低くなっています。

◆図2 年齢3区分人口割合の推移



世帯数をみると、平成30(2018)年には64,070世帯であったのが、令和4(2022)年には67,500世帯と、5.3%増加しています。しかし、一世帯あたり人口は、平成30(2018)年には2.17人、令和4(2022)年には2.09人と年々減少しつつあります。

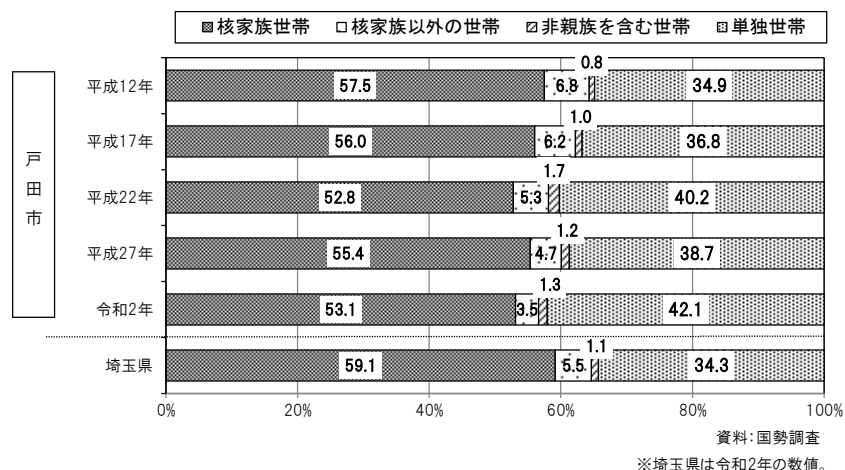
◆図3 世帯数及び一世帯あたり人口の推移



世帯類型(※3)の割合の推移をみると、平成12(2000)年から令和2(2020)年に至るまで核家族世帯が過半数を占めていますが、その割合は徐々に減少しつつあります。一方、単独世帯は徐々に割合が増加しており、令和2(2020)年には42.1%を占めるようになっていきます。

埼玉県の世界帯類型と比較すると、本市は核家族世帯や核家族以外の世帯などの親族世帯の割合が低く、単独世帯の割合が高いことが特徴となっています。

◆図4 世帯類型の割合の推移



(※3) 核家族世帯…夫婦のみ、又は親と子どものみから成る世帯のこと

核家族以外の世帯…親族世帯かつ、夫婦とその親の世帯や、夫婦と子どもとそれ以外の親族で構成される世帯や、兄弟姉妹の世帯など、核家族ではない世帯のこと

非親族を含む世帯…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯のこと

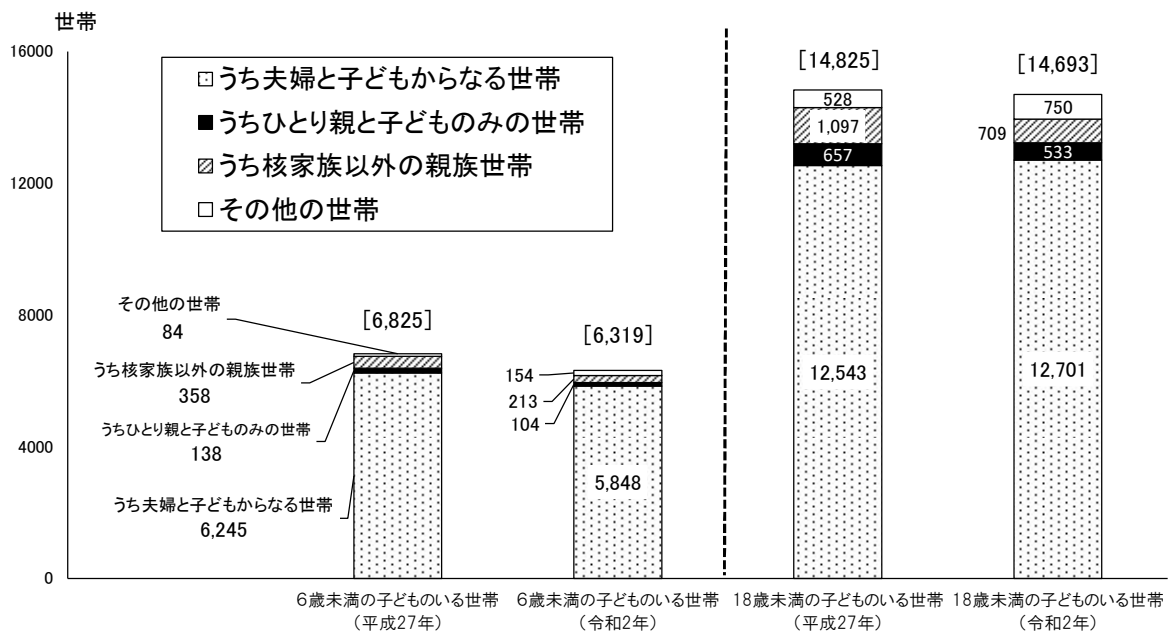
単独世帯…世帯人員が一人の世帯のこと

6歳未満の子どものいる世帯数をみると、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて506世帯減少しており、そのうち夫婦と子どもからなる世帯については397世帯減少しています。

18歳未満の子どものいる世帯数は、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて132世帯減少しており、そのうち夫婦と子どもからなる世帯について158世帯増加しています。

核家族以外の親族世帯については、6歳未満の子どものいる世帯では平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて145世帯減少しており、18歳未満の子どものいる世帯で388世帯減少しています。全体的に見て、子どものいる世帯が減少していることがうかがえます。

◆図5 子どものいる世帯数の推移



※[]内の数値は、本市における当該年齢の子どものいる世帯の総数

資料：国勢調査（平成27年、令和2年）

次に、様々な世帯類型における家事や育児等に関わる時間について、男女の傾向を比較してみます。

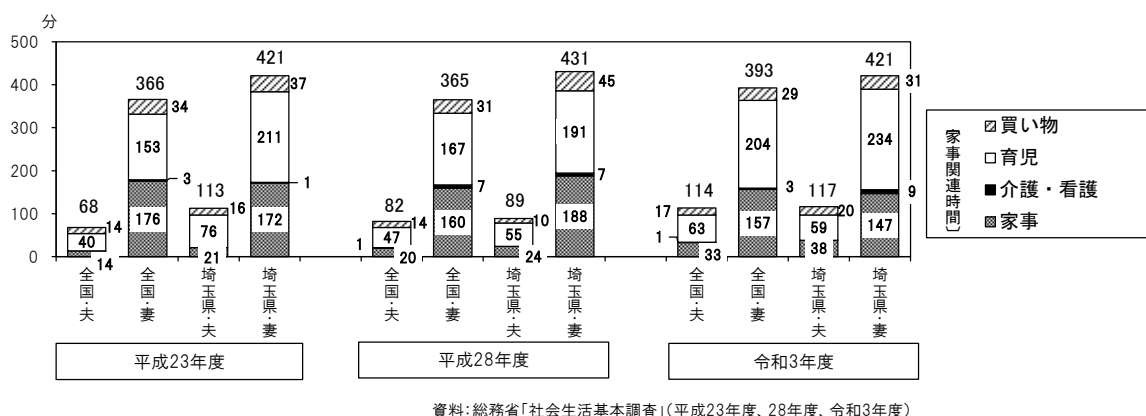
夫婦と子どものみの世帯で、夫と妻の共働き、6歳未満の子どもがいる世帯においては、令和3（2021）年度の埼玉県で、家事関連時間（「買い物」「育児」「介護・看護」「家事」の合計時間）は妻が421分で夫が117分と、妻が家事や育児等に関わっている時間は夫の3.6倍であることがわかります。平成28（2016）年度と比較すると、妻の時間がやや減少し、夫の時間がやや増加しています。

全国と比較すると、妻の家事関連時間が長いことがうかがえ、夫はほぼ同じ時間となっています。

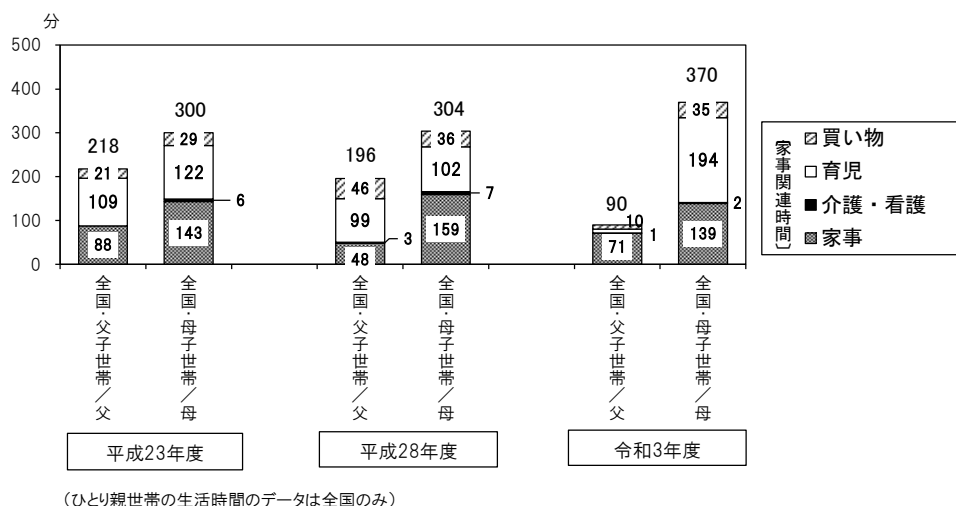
ひとり親世帯では、これまでの統計結果から「育児」にかかる時間は父子世帯と母子世帯ではあまり差がないことがわかっています。しかし、「家事」にかかる時間は父子世帯よりも母子世帯の方が長いです。結果として、家事関連時間は、父子世帯よりも母子世帯の方が長いこととなります。

◆図6 家事や育児等に関わる時間（1日あたり平均時間）

①夫婦と子どものみの世帯で、夫と妻の共働き、6歳未満の子どもがいる世帯



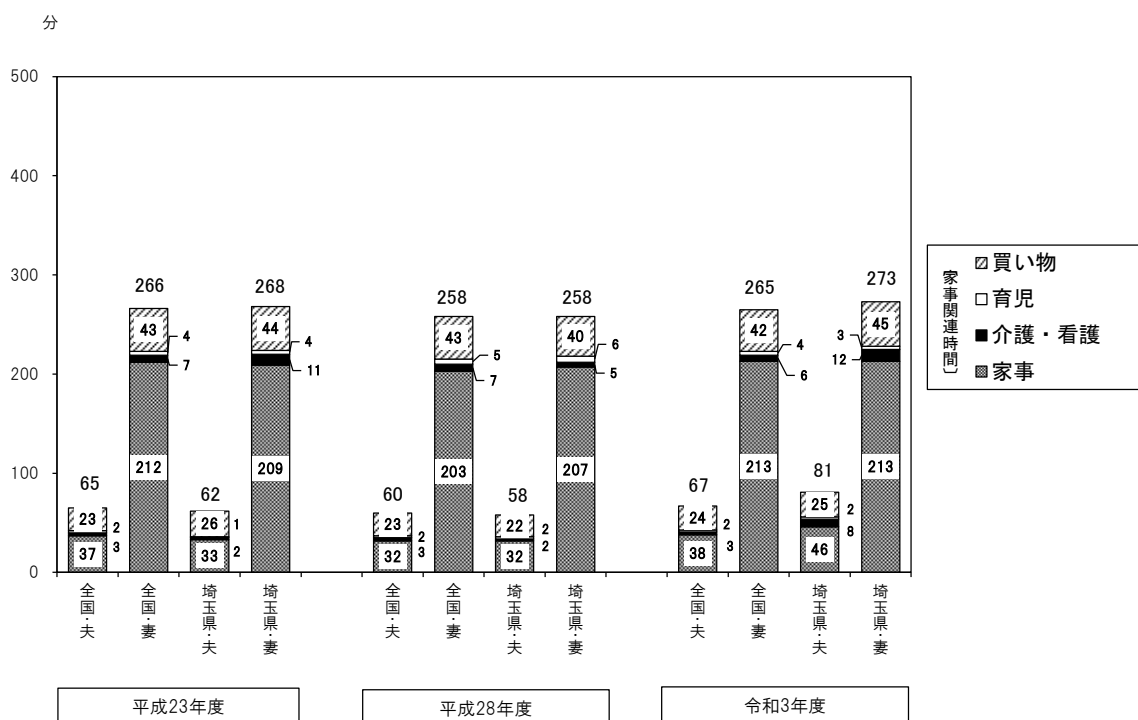
②ひとり親世帯で、6歳未満の子どもがいる世帯



高齢者夫婦世帯をみると、子育て世代と比較して育児の時間が少なくなったため、家事関連時間は短くなっています。

夫と妻の関わり方の違いをみると、令和3（2021）年度の埼玉県では、家事関連時間は妻が273分で夫が81分となっていて、妻が関わる時間は夫の3.4倍になっています。夫、妻ともに平成23（2011）年度、平成28（2016）年度よりも家のことに関わる時間が長くなっています。

③高齢者夫婦世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上）



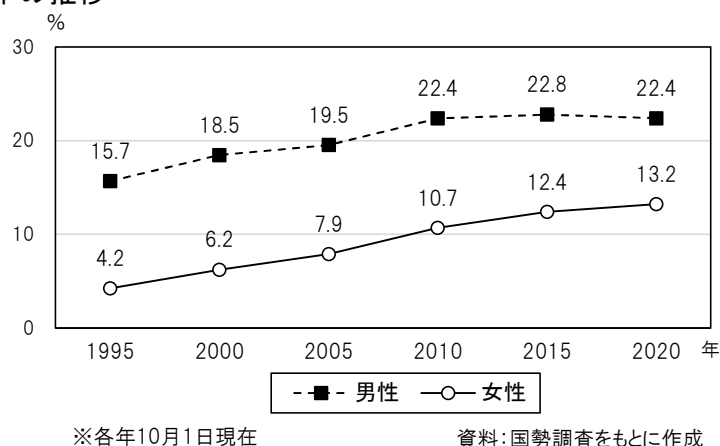
資料：総務省「社会生活基本調査」（平成23年度、28年度、令和3年度）

2. 結婚・出産の状況

本市の平均初婚年齢は、令和2（2020）年時点で夫は31.3歳、妻は29.7歳となっています（埼玉県「埼玉県保健統計年報」）。

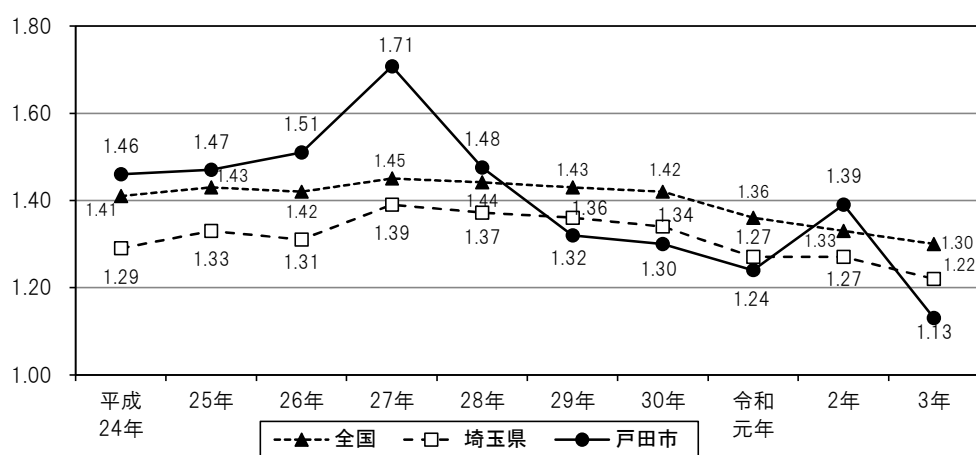
生涯未婚率の推移をみると、令和2（2020）年には男性22.4%、女性13.2%となっています。1990年代、2000年代と比較すると、生涯未婚率は男女ともに高くなっていますが、男性の場合は平成22（2010）年以降は横ばい状況が続いています。一方、女性は平成22（2010）年以降も上昇し続けています。

◆図7 生涯未婚率の推移



合計特殊出生率をみると、平成28（2016）年までは本市は一貫して全国及び埼玉県の水準を上回っていましたが、平成29（2017）年以降は一転して、全国及び埼玉県を下回る年が多くなっています。

◆図8 合計特殊出生率の推移



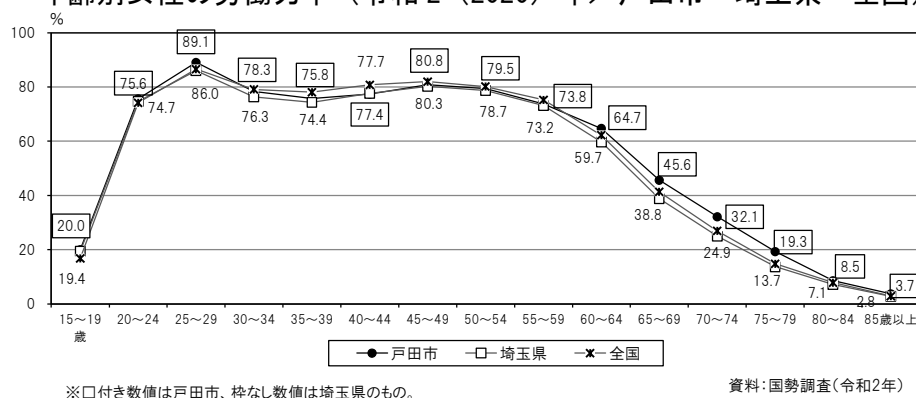
資料：埼玉県の人口動態概況（埼玉県保健医療政策課）

3. 就労分野における女性の参画状況

本市の令和2（2020）年の年齢別女性の労働力率をみると、育児等が忙しくなる35～39歳においては75.8%と他の年齢層よりもやや低いものの、グラフの形はかつて見られたM字型ではなく、ほぼ台形に近い形となっており、育児期等にかかわらず働き続ける女性が増えていることがうかがえます。埼玉県や全国でも同様の傾向が見られます。

埼玉県との比較では、ほとんどの年齢層で本市の労働力率が高くなっています。全国との比較では、30～59歳の年齢層で本市の労働力率の方が低くなっています。

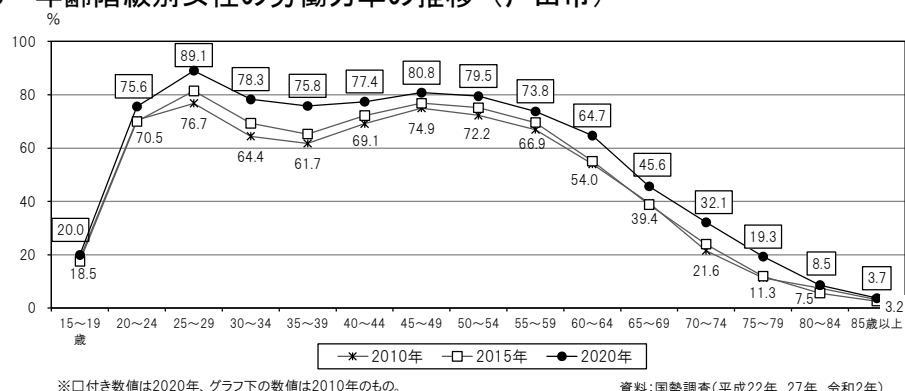
◆図9 年齢別女性の労働力率（令和2（2020）年／戸田市・埼玉県・全国）



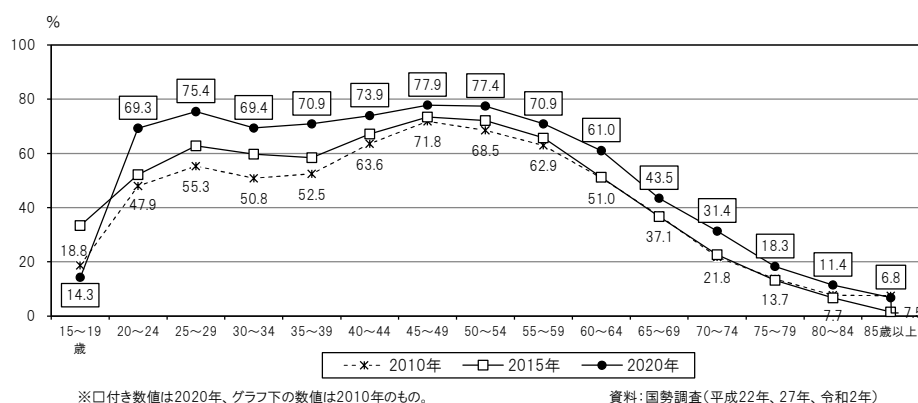
平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけての本市における年齢別女性の労働力率の推移をみると、ほとんどの年齢層で労働力率が年々上昇しています。また、平成22（2010）年と平成27（2015）年のグラフは、育児等が忙しくなる30歳代で労働力率が一度落ち込むM字カーブとなっていますが、令和2（2020）年のグラフはあまり落ち込みが見られない台形に近い形となっています。

有配偶女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、令和2（2020）年の労働力率は平成27（2015）年以前よりも高く、育児期にあたる30～34歳の労働力率も7割近い割合となっています。

◆図10 年齢階級別女性の労働力率の推移（戸田市）



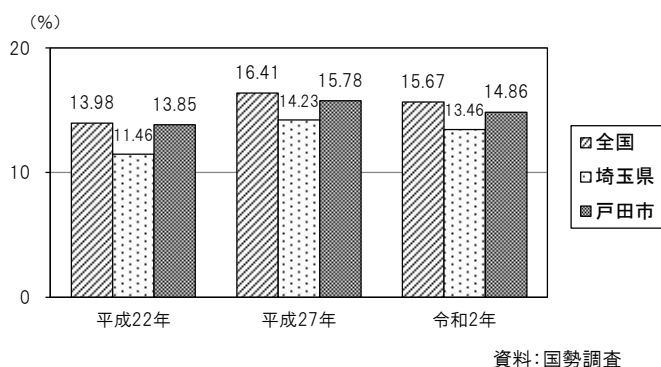
◆図 11 有配偶者女性の年齢階級別労働力率の推移（戸田市）



本市の令和2（2020）年の女性の管理的職業従事者について、本市は 14.86%で、全国よりは低く、埼玉県よりは高くなっています。

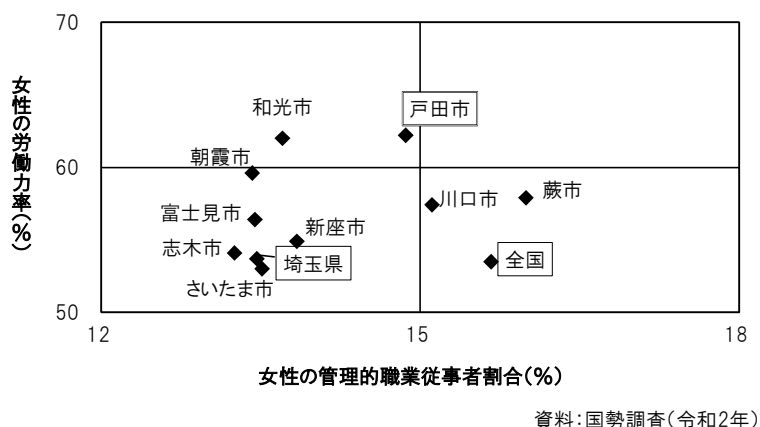
なお、令和2（2020）年と比較すると、0.92%低くなっています。

◆図 12 女性の管理的職業従事者割合の推移



また、15 歳以上の女性の労働力率と女性の管理的職業従事者割合について、本市と近隣市、埼玉県及び全国で比較すると、本市の女性労働力率は 62.2%と高い割合となっています。女性の管理的職業従事者割合も 14.86%と、埼玉県やほとんどの近隣市を上回っています。

◆図 13 女性の労働力率と管理的職業従事者割合
（令和 2（2020）年：戸田市、近隣市、埼玉県及び全国）

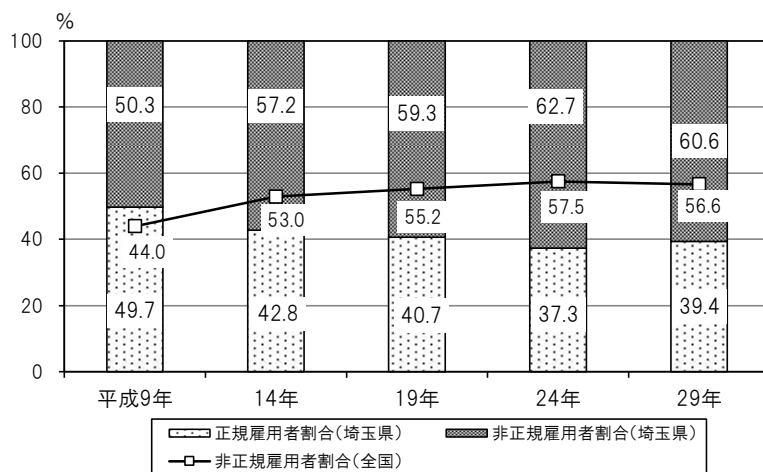


女性の雇用者における正規・非正規割合についてみると、長期的には非正規雇用者割合が高くなっていく傾向がみられます。平成 9（1997）年は正規・非正規割合が拮抗していましたが、平成 29（2017）年には正規雇用者割合 39.4%、非正規雇用者割合 60.6%と、非正規雇用者が正規雇用者を大きく上回っています。

全国の傾向も同様に非正規雇用者の割合が増加傾向にあります。埼玉県の方がより高い割合となっています。

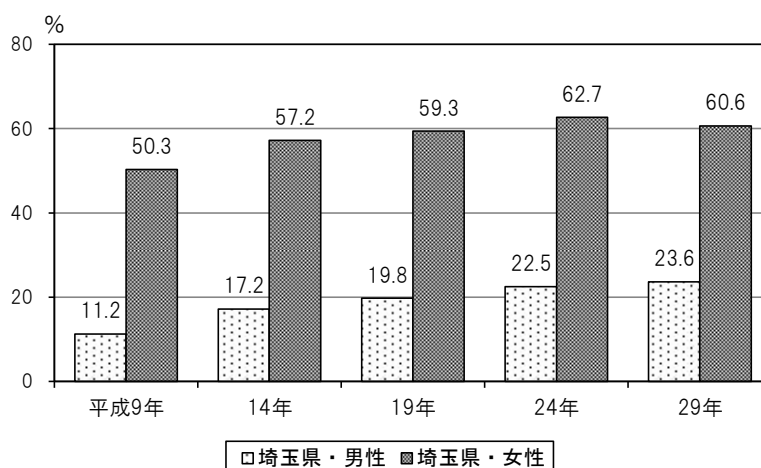
また、非正規雇用者割合は男女ともに増加傾向にあります。平成 29（2017）年には、女性が 60.6%であるのに対して男性は 23.6%と、就業構造は男女で大きく異なっています。

◆図 14 女性の正規雇用・非正規雇用者割合の推移（全国・埼玉県・女性）



資料：総務省「就業構造基本調査」

◆図 15 非正規雇用者割合の推移（埼玉県・男女）



資料：総務省「就業構造基本調査」

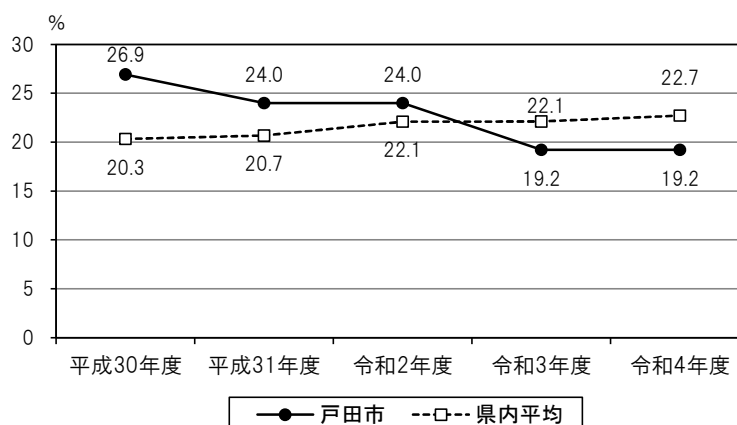
4. 政策・意思決定過程への女性の参画状況

様々な分野における男女の参画状況をみていきます。

市議会議員数の総数における女性議員の割合は、平成 30（2018）年度には 26.9% を占めていましたが、令和 4（2022）年度は 19.2% と 2 割を下回っています。

県内平均の女性議員割合は徐々に増加しており、令和 4（2022）年度は 22.7% と本市の割合を上回っています。

◆図 16 市議会議員総数における女性議員の割合

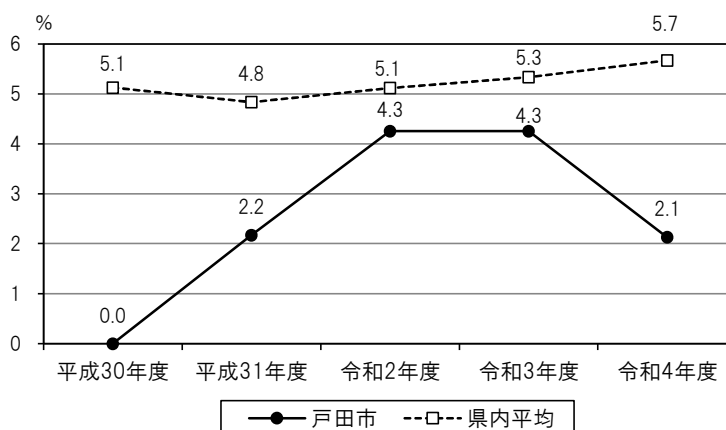


※各年4月1日現在 資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

町会長・自治会長に女性が占める割合は、本市では平成 30（2018）年度には 0.0% でしたが、平成 31（2019）年度以降はやや増加し、令和 4（2020）年度には 2.1% となっています。

ほぼ 5% 台で推移する県内平均と比較すると、本市の町会長・自治会長に占める女性の割合は低い割合となっています。

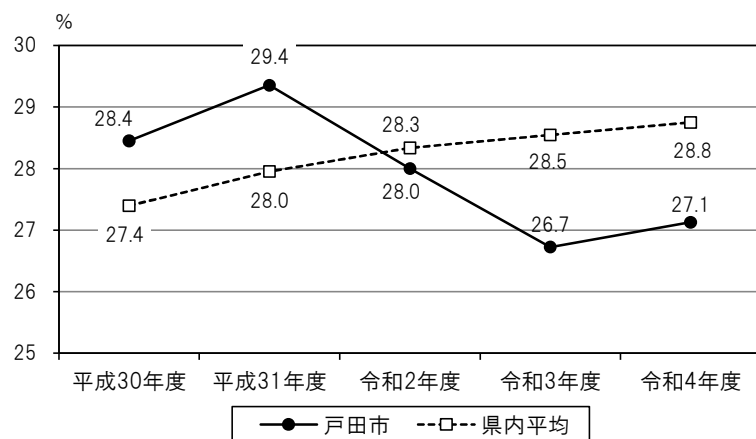
◆図 17 町会長・自治会長に占める女性の割合



※各年4月1日現在 資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

審議会等委員に占める女性委員の割合は、本市では平成 31（2019）年度には 29.4% になるものの、その後は減少しており令和 4（2022）年度には 27.1%となっています。平成 30（2018）年度以降は、本計画の指標の一つである「審議会等の女性委員の比率を高めます」の最終目標値 40.0%には届いていないことがわかります。また、県内平均と比較すると、令和 4（2022）年度は県内平均よりも下回っています。

◆ 図 18 審議会等委員に占める女性委員の割合



※各年4月1日現在

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

5. 計画の見直しの前提となる現状把握と課題設定

①男女共同参画に係る法制度の改正等

男女共同参画やジェンダー平等に関連する法制度のうち、「第五次戸田市男女共同参画計画～とだあんさんぶるプラン～」策定（平成31（2019）年3月策定）以降に成立、改正となった主な法令等は次の通りです。

◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正

（令和元（2019）年5月成立）

- ・一般事業主行動計画策定義務の対象拡大（常時雇用労働者 301 人以上→101 人以上）
- ・一般事業主行動計画の内容強化（常時雇用労働者 301 人以上の企業）
- ・女性の活躍に関する情報公表の内容強化（常時雇用労働者 301 人以上の企業）

◎「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

（令和3（2021）年6月成立）

- ・政党に対し、男女の候補者の目標設定や候補者の選定方法の改善及び候補者の人材育成、議員や候補者へのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等への対策を求める
- ・国及び地方公共団体に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化の義務化

◎「育児・介護休業法」の改正

（令和3（2021）年6月成立）

- ・男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業制度の枠組創設
- ・妊娠・出産した労働者への個別の周知・意向確認の義務化
- ・育児休業の分割取得
- ・育児休業の取得状況の公表の義務づけ 等

◎「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

（令和4（2022）年5月成立）

- ・DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等様々な困難を抱えた女性が、その人権を尊重され、安心かつ自立して暮らせるように、国及び地方公共団体が関係機関及び民間の団体との協働により、必要な支援を行う
- ・厚生労働大臣は基本方針を策定（義務）、都道府県は都道府県基本計画を策定（義務）、市町村は市町村基本計画の策定（努力義務）

◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」の改正 (令和4(2022)年7月公布・告示)

- ・常時雇用労働者 301 人以上の大企業への「男女の賃金の差異」の公表の義務づけ

◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」の改正 (令和5(2023)年5月成立)

- ・精神的な DV も接近禁止命令の対象に拡大
- ・接近禁止命令違反への罰則を「懲役2年以下または 200 万円以下の罰金」に厳罰化
- ・接近禁止命令の期間を1年に伸長
- ・退去命令の期間について、被害者が住居を所有する場合などに6か月とする特例を新設

◎「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT 理解増進法)」の成立 (令和5(2023)年6月成立)

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする
- ・政府は、国の基本計画の策定、省庁連絡会議の設置、学術研究の推進、毎年施策の実施状況の公表等を行う(義務)
- ・国、地方公共団体、事業主、学校は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及のために必要な教育や研修の実施、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずる(努力義務)

◎性犯罪に関する刑法及び刑事訴訟法の一部を改正 (令和5(2023)年6月成立)

- ・「暴行」、「脅迫」、「心神喪失」、「抗拒不能」の要件の改正＝同意のない性行為は犯罪になりうることを明確化
- ・罪名を変更
 - 一強制性交等罪・準強制性交等罪 ⇒ 不同意性交等罪
 - 一強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪 ⇒ 不同意わいせつ罪
- ・性交同意年齢の引き上げ
 - 一13 歳以上 ⇒ 16 歳以上
 - (ただし、被害者が 13 歳から 15 歳の場合の処罰の対象は 5 歳以上年上の相手)
- ・時効の見直し
 - 一不同意性交等罪：10 年 ⇒ 15 年
 - 一不同意わいせつ罪：7 年 ⇒ 12 年
 - (被害者が 18 歳になるまでは、事実上時効は適用されない)
- ・16 歳未満の子どもに対し、性的目的で手なづけてコントロールする罪の新設
- ・性的な姿態を撮影したり、第三者に提供する行為などに関する罪の新設 等

②「第五次戸田市男女共同参画計画」策定以降の戸田市の取り組みと目標値到達度

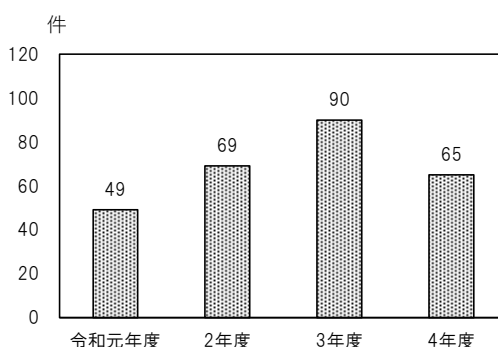
本市では、平成 31（2019）年 3 月に「第五次戸田市男女共同参画計画」を策定して、様々な施策に取り組んでまいりました。計画策定以降の 4 年間の成果を振り返り、「第五次戸田市男女共同参画計画」の後期において取り組むべき課題を整理します。

目標 I

お互いの人権を大切にできるまち

◆図 19 DV相談延べ件数

身近な人からの暴力被害の根絶について、DV を防止するための啓発事業としては「デート DV 防止講演会」や「パープルリボン活動（女性に対する暴力をなくす運動）」などは毎年度継続的に実施されており、事業として定着しています。



資料：（令和3年度まで）福祉保健センター、
（令和4年度）配偶者暴力相談支援センター

DV 相談については、令和 4（2022）年度に「戸田市配偶者暴力相談支援センター」を開設したことにより、DV 相談の窓口の拡充を図ることができました。また、外国人市民相談窓口においても、DV や離婚に関する相談を受け、関係機関につないだ実績もあります。DV 相談の延べ件数は、令和元（2019）年度 49 件、令和 2（2020）年度 69 件、令和 3（2021）年度 90 件、令和 4（2022）年度 65 件となっています。一方、DV に関する相談先についての認知度は 14.9%から 7.8%に下がっています。これは、市民意識調査で戸田市が行っている事業のうち知っているものを回答してもらう設問からの数値ですが、平成 29（2017）年度調査の選択肢は「DV 相談」であるのに対して、令和 5（2023）年度調査の選択肢は「戸田市配偶者暴力相談支援センター（DV 相談）」となっています。戸田市配偶者暴力相談支援センターは開設されてから年数が浅いことから認知度の低下につながった可能性も考えられます。

また、令和 5（2023）年度の市民意識調査結果によると、女性では 14.0%、男性では 7.0%が配偶者（パートナー）からの DV 被害にあっており、DV 被害の根絶に向けて、今後も引き続き、DV 防止の意識啓発、相談窓口の周知、被害者支援に取り組む必要があります。

さらに、今後は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、配偶者等のパートナーからの暴力被害者だけでなく、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を対象とする相談窓口の充実や支援体制を整備する必要があります。

男女共同参画及び多様な性に関する意識啓発についてみると、計画期間中の令和2（2020）年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために多くの対面型講座やイベント等が中止となり、意識啓発活動の機会が減少してしまいました。一方で、オンライン配信など新しい形の開催方法が導入され、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）活用 の機会が拡充されました。

上戸田地域交流センター（あいパル）では Instagram 等の SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）により意識啓発を行っています。また YouTube に「あいパルチャンネル」を開設し、男女共同参画や性の多様性等について配信を行っています。

そのほか、あいパルミニコミ誌「PALDISE」や戸田市男女共同参画情報紙「つばさ」でも定期的に男女共同参画や性の多様性等に関する特集を掲載しています。

多様な性に関する意識啓発及び性的マイノリティの人々に配慮した施策については、上記のような様々な媒体を通じた意識啓発に加えて、職員研修の実施や図書館において LGBTQ に関するブックリストを作成・配布しました。また、令和2（2020）年度には市の申請書等における性別記載欄の見直しを図り、令和4（2022）年10月から「戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を導入しました。

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実では、毎年度、市内全小学校の5年生に男女共同参画に関する子ども用のパンフレットを配布し、小学生からの男女共同参画に関する啓発を継続的に実施しています。

男女共同参画、人権や性の尊重などに関する若い世代への教育は、今後さらに内容を充実していくことが期待されます。一方で、十分な教育がなされた若い世代と年配の世代との意識の格差も懸念されます。年配層を中心とする幅広い世代に対して、意識啓発を図ることを検討していく必要があります。

◆表1 第五次戸田市男女共同参画計画の指標の目標値と中間年の到達度

	当初値	中間年値	目標値	到達度測定の根拠
市内の全中学校で異性の尊重について学ぶ機会をつくります。	2校	6校	(全)6校	市内中学校の数
DVに関する相談先を知っている人の割合を増やします。	14.9%	7.8%	30.0%	市民意識調査
「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担に同感しない市民の割合を増やします。	34.2%	65.9%	44.4%	市民意識調査
LGBTQの内容まで知っている人の割合を増やします。	18.0%	48.8%	38.0%	市民意識調査
市内の全小学校で男女共同参画の大切さを学ぶ機会をつくります。	7校	12校	(全)12校	市内小学校の数

地域活動における男女共同参画の推進については、令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため様々な事業が中止になるなど、なかなか事業が進捗しづらい状況がみられましたが、ミニコミ誌や動画配信、ホームページなど様々な媒体を活用して、ボランティア活動やサークル活動等を支援しました。また、「戸田人材の森」を発行し、地域での学びをサポートするため、生涯学習人材を紹介する事業を実施していますが、更なる利用者増に向けた周知方法の工夫等が必要です。

防災及び防犯における男女共同参画の推進について、自主防災会に防災士資格取得希望者として女性の推薦を働きかけてきました。令和2（2020）年度は資格取得者のうち女性は1名、令和3（2021）年度は2名、令和4（2022）年度には3名と、徐々に増えてきました。また、液体ミルクの備蓄を増強するなど、子育て中の市民に配慮した体制の充実に努めました。さらに各避難所指定施設に1～2名程度の女性の職員を配置し、災害が発生した時の避難所運営において女性の視点が反映されるような体制を整備しています。しかしながら、女性職員はライフステージの変化に伴い、避難所に指定されることが負荷となるケースも見られるため、配置については慎重に行う必要があります。防犯については、町会等の防犯パトロールや防犯教室等に女性の参加を促し、身近なところからの防犯活動に女性目線を反映する取り組みがなされました。また、「犯罪のないまちづくり協議会」において女性の委員を委嘱しました。

ワーク・ライフ・バランスの推進については、あいパル等において関連資料を展示するなど、啓発事業を推進しています。また、市内企業に対しては「イクボスセミナー」を開催したり、建設工事等入札参加者格付けの際に女性活躍推進や次世代育成支援対策を推進している企業には加点を行うなど、企業に対してワーク・ライフ・バランスに関する意識付けを促す取り組みを行っています。また、市民向けの家事や育児に関する講座などに男性も参加しやすいような工夫を行っています。しかし、家事・育児参加については男女間でいまだ意識の格差がみられるため、引き続き男性への呼びかけを継続する必要があります。

子育てや介護を支援する体制の整備については、「子ども・子育て支援事業計画」や「戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業契約」や「障がい者総合計画」などに基づき、様々な支援体制を整備しています。特に、学童保育の需要が年々伸びていることから民間学童保育を誘致し、定員を拡大してきました。現在、子育て期においても男女の労働力率は7割を超えていることから、保育の需要はさらに増えることが想定されます。今後も子育てを支援する体制を充実する取り組みが必要とされます。また、高齢者のさらなる増加が見込まれますので、介護サービスや介護施設等の充実と地域包括ケアシステムの構築が必要です。

◆表2 第五次戸田市男女共同参画計画の指標の目標値と中間年の到達度

	当初値	中間年値	目標値	到達度測定の根拠
地域活動に参加している人の割合を増やします。	52.4%	40.1%	63.0%	市民意識調査
防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要であると思う人の割合を増やします。	75.6%	74.3%	86.0%	市民意識調査
ワーク・ライフ・バランスの内容まで知っている人の割合を増やします。	18.2%	37.8%	44.0%	市民意識調査 （「おおよその内容まで知っている」の回答割合）
ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。 *当初の算定基準により算出	10.3%	15.0%	21.0%	市民意識調査 （家庭生活で優先していること〈現実〉で「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」の回答割合）
ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。 *算定基準の見直しにより算出（※4）	50.3%	50.8%	62.5%	市民意識調査 （家庭生活で優先していること〈現実〉で「仕事と自分の活動を優先」+「仕事と家庭生活を優先」+「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」の回答割合の合計）
保育園の受け入れ人数を増やします。	3,795 人	4,201 人	4,200 人	市の認可保育園における受け入れ人数
介護予防のための TODA 元気体操を行う通いの場を増やします。	18 箇所	36 箇所	48 箇所	TODA 元気体操を行う通いの場の数

（※4）指標「ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。」の算出基準は、従来は「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」のみの割合でしたが、算出基準を見直して「仕事と自分の活動を優先」+「仕事と家庭生活を優先」+「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」の割合の合計としました。

働く場における男女共同参画の推進について、本市では女性の働く環境を整備する中小企業を支援するために、令和元（2019）年度から3年間の期間限定で「女性職場環境補助金」制度を整備しました。同補助金を活用した企業の事例をHPで紹介するなど、女性活躍推進に関する周知・啓発を推進してきました。

女性の就業・起業の支援では、就職・再就職等支援セミナーを定期的を開催しています。そのほか各種の就職支援、技能取得のための講座等を開催したり、キャリアデザインのための相談を行っています。また、起業支援として、起業支援セミナーや女性チャレンジショップを毎年度開催しています。令和2（2020）年の国勢調査によると、本市の女性の30～39歳の労働力率は77.0%で、平成27（2015）年と比較すると約10%増加しました。しかしながら、令和2（2020）年における管理的職業従事者に占める女性の割合は14.8%（15歳以上）にとどまっており、なおかつ、平成22（2010）年からほとんど変わっていません。女性活躍推進法では、管理的地位に占める女性労働者の割合の把握とその向上を目標として位置づけることを定めており、今後は、就労の場の意思決定過程への女性の参画を促進する取り組みが必要です。

政策・方針決定過程への男女共同参画の促進について、男女共同参画人材リストの登録者数は、平成29（2017）年度には29人だったところ、令和4（2022）年度には42人になり年々増加しています。一方、審議会等委員に占める女性委員の割合は令和4（2022）年度は27.1%、直近5年間をみても30%に満たない状況が続いています。市議会議員数における女性議員の割合は令和4（2022）年度には19.2%で、平成30（2018）年度（26.9%）以降減少が続いています。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和3（2021）年に改正され、地方公共団体にも政治分野への女性の参画を推進するための環境の整備等の義務が課されました。政策・方針決定過程へより多くの女性が参画できるよう、人材育成なども含めて様々な取り組みを進める必要があります。

いきいきと活躍できる健康づくりへの支援については、主に性を尊重する意識啓発とライフサイクルを重視した健康づくりに関する施策が位置づけられています。

性を尊重する意識啓発は、中学校におけるデートDV防止講演会等を通じて若年層への性と人権に関する意識啓発を継続的に行っています。また、各種の母子保健事業に加えて、予期せぬ妊娠等に関する相談窓口の周知活動や経済的に困難な妊婦に出産費用を援助するなども行っています。

ライフサイクルを重視した健康づくりについては、各種健康講座等を開催して幅広い年代の市民の健康意識を高める取り組みを推進してきました。「第五次戸田市男女共同参画計画」の計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多くの講座が中止されたり、開催回数の減少を余儀なくされたりしました。一方で、オンデマン

ド配信など従来にない講座提供方法も出てきました。こうした講座の提供方法は、講座の参加しやすさにつながりますので、新型コロナウイルス感染症が沈静化した後も、多様な提供方法を継続することが期待されます。

◆表3 第五次戸田市男女共同参画計画の指標の目標値と中間年の到達度

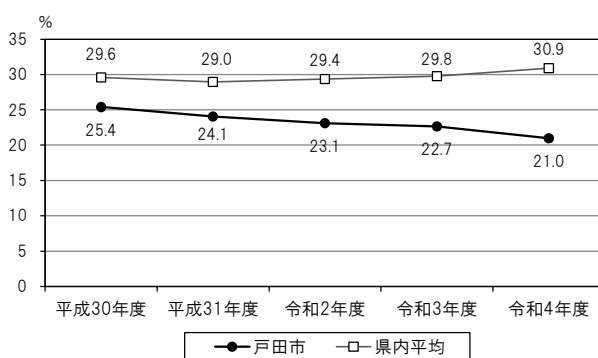
	当初値	中間年値	目標値	到達度測定の根拠
職場における男女の地位が平等だと感じる人の割合を増やします。	20.3%	24.8%	27.0%	市民意識調査
再就職の支援講座を受けた人の理解度を高めます。	—	95.8%	80.0%	講座の受講者対象のアンケートで「理解した」+「まあまあ理解した」の回答割合の合計
女性の30～39歳の労働力率を高めます。	67.2%	77.0%	74.0%	国勢調査
審議会等の女性委員の比率を高めます。	27.6%	28.1%	40.0%	市の審議会等の委員に占める女性委員の割合
男女共同参画人材リスト（旧「女性人材リスト」）の登録者を増やします。	29人	35人	58人	男女共同参画人材リストの登録者数
健康だと思う人の割合を増やします。	78.6%	77.1%	85.0%	「戸田市健康づくりに関する市民アンケート調査」において、「健康だと思う」+「概ね健康だと思う」の回答割合の合計

目標Ⅳ

連携と協力で取り組みを進めるまち

◆図20 役付職員に占める女性の割合の推移

男女共同参画の推進拠点の充実について、「あいパル」が男女共同参画推進拠点であることを広く知ってもらうため、男女共同参画情報紙「つばさ」やあいパルのミニコミ誌「PALDISE」、You Tube「あいパルチャンネル」など様々な媒体を活用して周知をはかっています。また、図書館上戸田分館と連携して、男女共同参画の国際的な取り組みやLGBTQ、ワーク・ライフ・



※各年4月1日現在 資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

バランス、メディア・リテラシー等に関する資料の収集・展示等を行いました。今後もあいパルの認知度をさらに高め、より多くの市民が集えるような取り組みが期待されます。

庁内の男女共同参画の推進については、彩の国さいたま人づくり広域連合等外部研修に職員を派遣したり、ワークライフデザイン研修などを開催して、職員の人材育成に努めてきました。また、令和 2（2020）年には「戸田市職員のハラスメント防止等に関する要綱」を制定し、公務員のハラスメントに特化した研修を実施するなど、職員がいきいきと活躍できる環境整備に努めてきました。

一方、役付職員に占める女性の割合は令和 4（2022）年度には 21.0%で県内平均の割合を 10%近く下回っています。また、平成 30（2018）年度以降女性の役付職員の割合が低下する傾向が続いており、今後も積極的な取り組みが必要です。

連携と協力による推進体制の整備では、あいパル運営委員会やあいパルサポーターズクラブなど、市民と協働する仕組みができてきています。活動を進めていくうちに、男女共同参画の意識を高めたり、ボランティア活動に積極的になるなど、協働だけでなく意識啓発にもつながっています。

◆表 4 第五次戸田市男女共同参画計画の指標の目標値と中間年の到達度

	当初値	中間年値	目標値	到達度測定の根拠
『あいパル』が男女共同参画の推進拠点であることを知っている人の割合を増やします。	16.5%	16.2%	33.0%	市民意識調査
役付職員に占める女性の割合を県内市町村平均まで増やします。	24.1%	21.0%	29.0%	役付職員（副主幹職以上）に占める女性の割合
男性職員の育児休業取得率を高めます。	13.2%	73.9% （※5）	15.0%	配偶者が出産した男性職員のうち育児休業を取得した人の割合
戸田市男女共同参画推進条例を知っている人の割合を増やします。	3.0%	3.2%	14.0%	市民意識調査

（※5）中間年における男性職員の育児休業取得期間の状況

育児休業取得期間	2週間未満	2週間以上 1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 半年未満	半年以上 1年半未満
割合	16.7%	16.7%	41.6%	20.8%	4.2%

- 第4章では、計画の内容として、「施策の方向」に沿って、計画の期間中に取り組む内容を示しています。推進項目をわかりやすくするために、「◇」として具体的な事業を挙げました。
- 施策の内容欄の【新規】は、この計画から新たに掲載する事業を表しています。また、【再掲】はこの計画内に2度以上出てくる事業に用いています。
- 担当課所欄は、各取り組みにおいて中心的な役割を担う課所を掲載しています。また、掲載順は組織順で掲載しています。
- この章では、男女共同参画の推進拠点である「上戸田地域交流センター」を愛称の「あいパル」と表記します。

目標

I

お互いの人権を大切にできるまち

＜戸田市 DV 防止基本計画＞

施策1. 身近な人からの暴力被害の根絶

施策の
方向

- (1)暴力を許さない意識の醸成
- (2)被害者への支援体制の充実
- (3)DVに関連するストーカー、児童虐待等に対する支援の充実

施策2. ジェンダー平等と人権尊重に関する意識啓発

施策の
方向

- (4)人権尊重に関する意識の醸成
- (5)性的マイノリティへの理解の促進
- (6)男女共同参画の啓発・意識改革
- (7)国際理解の推進による啓発・意識改革
- (8)メディアにおける人権の尊重

施策3. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の
方向

- (9)学校や家庭での教育の充実
- (10)生涯学習の充実

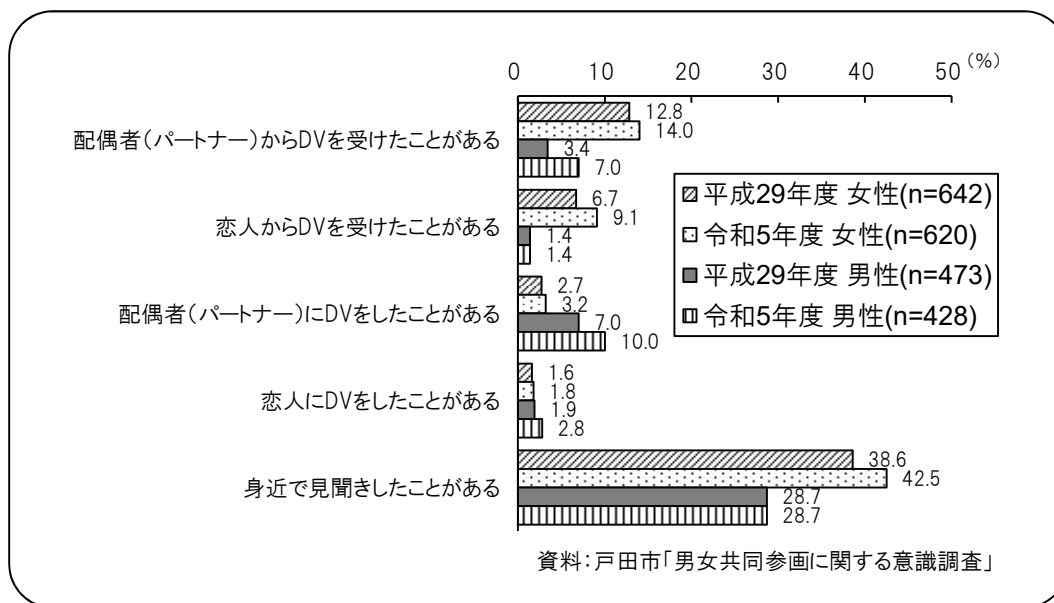
現状と課題

平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行されてから、DV 被害の実態に合わせて何度か法改正が行われました。令和 5（2023）年の改正では、それまでは身体的 DV だけであった保護命令対象被害を、言葉や態度で相手を追い詰める精神的 DV にも拡大しました。また、命令違反への厳罰化も盛り込まれています。

内閣府の DV 相談プラスに寄せられた相談内容のうち精神的 DV を含む内容は 6 割以上を占めており（令和 4 年度前期）、精神的 DV を核として性的 DV、経済的 DV、社会的 DV など問題が複合する場合も少なくありません。また、子どもを巻き込んだ DV も深刻で、子どもに対しても虐待が行われたり、子どもがいる場所で暴力をふるったり（面前 DV）、加害者によって被害者と子どもとの関係を断絶させられたりすることで、子どもの心や体に様々な影響を与えています。

市民意識調査によると、パートナー間や恋人同士の間での暴力被害及び加害は、男女ともに増加しています。DV 被害者をいち早く救済できるような相談体制、支援体制を整備するとともに、DV は私的なトラブルではなく犯罪であるという意識を社会全体で共有することが必要です。

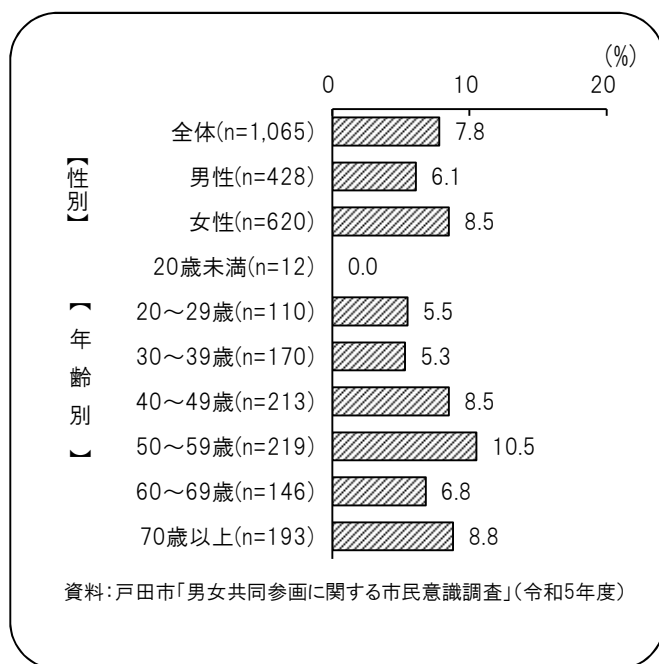
■図 21 パートナー間や恋人同士の間での暴力



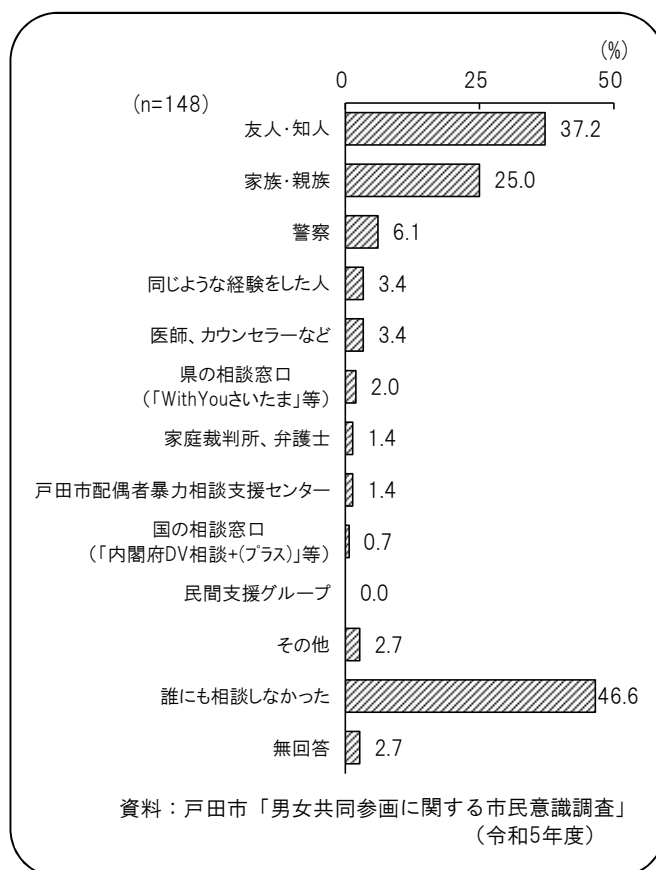
また、本市では令和4（2022）年度から「戸田市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、DV被害に悩む人の相談を受け付けています。しかし、市民意識調査によると認知度は7.8%で市民にはあまり浸透していない現状がうかがえます。DVを受けたときの相談先としては、友人・知人や家族・親族が多く、公的機関に相談している人はあまり多くありません。半数近くの人には誰にも相談しなかったという実態もあります。DV被害者への支援は相談窓口が入口でもありますので、まずは各種相談窓口の周知を最重要課題として取り組みを推進していく必要があります。

この計画では、DV防止基本計画を一体的に策定し、あわせて「戸田市犯罪被害者等支援条例」に基づいてDV被害者等への支援を行うとともに、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取り組みを積極的に推進していきます。

◆図 22 「戸田市配偶者暴力相談支援センター（DV相談）」の認知度



◆図 23 DVを受けた時の相談先



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
市内の全中学校で異性の尊重について学ぶ機会をつくります。	校 2 (2017年度)	校 全 6 (2022年度)	校 全 6 (2027年度)	異性の尊重について教育を行った中学校の数	市内中学校の数を目標値に設定
DVに関する相談先を知っている人の割合を増やします。	% 14.9 (2017年度)	% 7.8 (2023年度)	% 30.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、市の事業の認知度で「DV相談」を選択した人の割合	第四次計画の中間から最終までの年間の増加量（1.42％）から算出 ※小数点第1位で繰り上げ

施策の方向

（１）暴力を許さない意識の醸成

DVの防止に向けて、啓発資料、講演会、イベント等の様々な方法による広報・啓発活動を推進します。また、若い世代への啓発として、デートDVの防止について伝える取り組みを行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
1	DV防止のための広報・啓発活動の充実	DVの防止に向けて、講座の開催や情報提供を行い、DVに関する広報・啓発活動を充実します。 【具体的な事業】 ◇各種啓発資料・イベント等による暴力防止の啓発及び情報提供 ◇講演会・講座の開催による啓発 ◇女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボン活動）の実施 ◇配偶者暴力相談支援センターの事業内容の周知 【新規】	くらし安心課 あいパル

(2) 被害者への支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターを中心として、DV相談の窓口の周知、相談体制の充実、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。また、DV被害防止と被害者支援をより実効的なものにするために、庁内各課及び各関係機関で連携した支援体制を構築します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
2	DVに関する相談の充実	配偶者暴力相談支援センターを中心として、DVに関する相談体制の充実及び相談窓口の周知を図ります。 【具体的な事業】 ◇DV相談の実施及び周知（男性被害者を含む） ◇DV被害者の児童に対する支援（こども家庭相談センターによる相談）	くらし安心課 こども家庭支援室 あいパル
3	被害者の自立等に関する支援体制の充実	被害者が自立できるよう、様々な支援体制を提供します。 【具体的な事業】 ◇被害者支援のための情報収集と提供 ◇専門職員（ボランティアを含む）の育成 ◇関係機関との連携による被害者保護 ◇被害者の自立支援事業 ◇子どもに対する支援の充実	くらし安心課 生活支援課 こども家庭支援室 建築住宅課
4	関係機関とのネットワークの構築	本市において一体的にDV被害者に対する支援を行うため、庁内外を問わず関係機関におけるネットワークの構築を行います。 【具体的な事業】 ◇「戸田市犯罪被害者等支援庁内連絡会議」（DV対策の庁内連絡機能を含む）の運営 ◇庁内外の関係機関との連携	くらし安心課

(3) DVに関連するストーカー、児童虐待等に対する支援の充実

DV から派生することが多いストーカーや児童虐待等の防止に向けて、啓発を行うとともに、関係機関と連携して被害の防止及び被害者への支援を推進します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
5	DVに関連するストーカー・児童虐待防止等の推進	DVに関連して発生するストーカーや児童虐待等を防止するため、啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化します。 【具体的な事業】 ◇啓発紙の発行（既存の情報紙利用も含む） ◇児童虐待の早期発見 ◇講座等の開催 ◇警察など関係機関との連携 ◇「戸田市犯罪被害者等支援庁内連絡会議」（DV対策の庁内連絡機能を含む）の運営【再掲】	くらし安心課 福祉保健センター こども家庭支援室

現状と課題

市民意識調査の結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「どちらかというと同感しない」もしくは「同感しない」という人の割合は 65.9%で、過半数を超えています。

◆図 24 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

平成 25（2013）年度調査の結果では、同感しない人の割合（29.5%）よりも同感する人の割合（39.0%）の方が高かったため、10 年間で固定的な性別役割分担意識はかなり解消しているといえることができます。

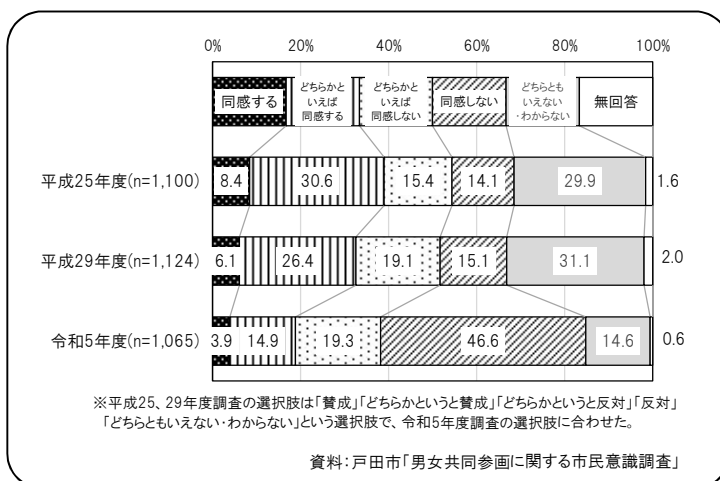
一方、新型コロナウイルス感染症流行期における学校の一斉休校の際には、子どもの面倒をみるために休職や退職せざるをえなかった多くの女性がいたと

言われていることから、性別役割分担意識の影響は根強いことがうかがえます。また、性別に関する無意識の思い込み、偏見（アンコンシャス・バイアス）は、制度や職場等における慣行等にも影響を及ぼしており、ジェンダーギャップ解消の妨げにもなっています。

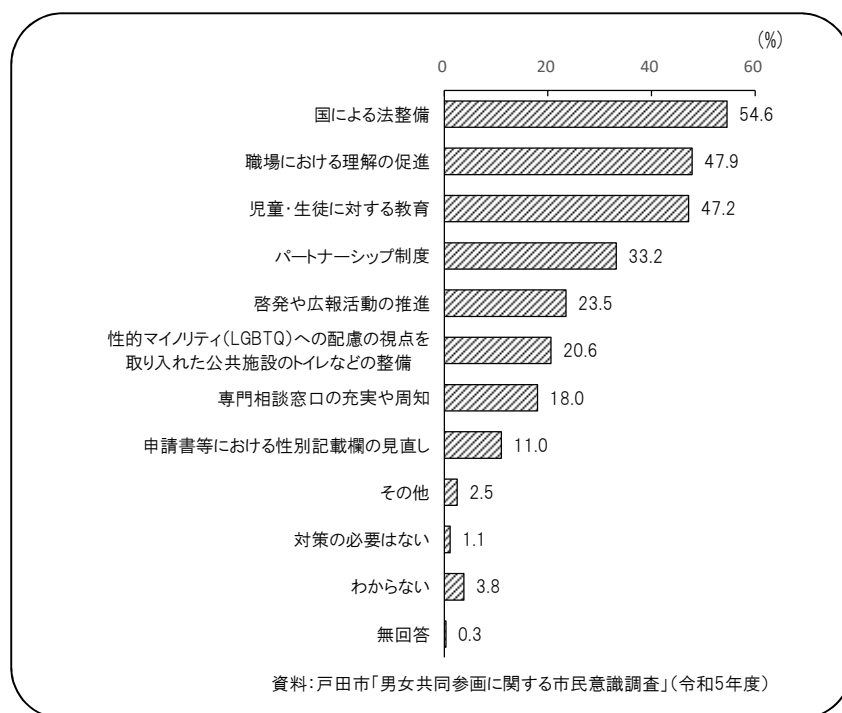
こうした状況を踏まえて、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、引き続きあらゆる媒体や機会を通じて、啓発活動を積極的に推進していく必要があります。

また、今回の調査では、「性的マイノリティ（LGBTQ）」という言葉を「おおよその内容まで知っている」人は 48.8%で、平成 29 年度調査の 18.0%と比べると、認知度は飛躍的に伸びました。また、自分や身近な人に性的マイノリティの人がいると回答した人は 34.5%にのぼっています。

そのような中、本市では令和 2（2020）年度には市の申請書等における性別記載欄の見直しを行い、令和 4（2022）年 10 月から「戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を導入するなどの施策を推進してきました。今後も、多様な性に関する理解を促進するための啓発を行い、「戸田市男女共同参画推進条例」に謳われているように、「誰もが、性別、性的指向、性自認に関わりなく個人として尊重される社会」の実現を目指します。



◆図 25 性的マイノリティの方が生活しやすいための取り組み



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担に同感しない市民の割合を増やします。	% 34.2 (2017年度)	% 65.9 (2023年度)	% 44.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、「どちらかと言えば同感しない」もしくは「同感しない」と回答した人の割合	第四次計画の中間から最終までの年間増加量(0.94%)から算出 ※小数点第1位で繰り上げ
LGBTQ の内容まで知っている人の割合を増やします。	% 18.0 (2017年度)	% 48.8 (2023年度)	% 38.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、用語の認知度で「LGBTQ」という言葉について「おおよその内容まで知っている」と回答した人の割合	年間増加量を2%として算出 ※小数点第1位で繰り上げ

施策の方向

(4) 人権尊重に関する意識の醸成

性別等による差別や人権侵害による不利益を被ることがないように、差別を防止する意識啓発を推進し、人権を守るための相談窓口の充実を図ります。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
6	差別を防止する意識啓発の推進と相談業務の充実	性別等による差別や人権侵害が起こらないよう、広く啓発を行います。 【具体的な事業】 ◇女性に対する人権侵害の防止に関する啓発 ◇人権に関する講演会・研修の開催 ◇人権相談の実施	行政管理課 協働推進課 くらし安心課 生涯学習課 あいパル

(5) 性的マイノリティへの理解の促進

多様な性のあり方に関する正しい情報を発信し、性的指向や性自認によって差別されたり、生きづらい環境が生じないように、積極的な意識啓発を推進します。また、学校教育の現場や行政対応における支援体制の充実を図ります。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
7	性的マイノリティに関する意識啓発と支援の充実	性的指向や性自認によって生きづらい環境が生じないように、LGBTQ等の性的マイノリティに関する理解促進のための啓発を行うとともに、学校教育や行政対応における支援体制を整備します。 また、「戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」など市の制度に関する普及に努めます。 【具体的な事業】 ◇LGBTQ等の性的マイノリティへの理解促進のための意識啓発事業の推進 ◇職員研修の機会の提供 ◇学校教育におけるLGBTQ等の性的マイノリティの児童生徒への支援の充実 ◇申請書類や公的証明書類における性別記載欄の見直し ◇市の施策における性的マイノリティへの配慮に関する検討・実施 ◇パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の普及の推進【新規】	行政管理課 人事課 協働推進課 教育政策室 あいパル

コラム1 アンコンシャス・バイアス

市民意識調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に對して、肯定的である人は18.8%、否定的である人は65.9%と、固定的な性別役割分担意識に否定的な人が大半を占めています。しかしながら、長年の社会的通念や慣行等から、性別に関して無意識に思い込んでいることは少なくありません。そのように無意識の思い込みや偏見を「アンコンシャス・バイアス」といいます。

《性別に関するアンコンシャス・バイアスの事例》

- ・理系の大学生と聞くと、男性だと思う
- ・「親が単身赴任」と聞くと、父親が単身赴任していると思う
- ・共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看護するべきだと思う
- ・女性は花や甘いものが好きだと思う など

コラム2 性的指向と性自認

性的指向とは、どのような相手に性的魅力を感じるかを表しており、異性愛や同性愛、両性愛など、さまざまな形があります。性自認とは、自分の性別をどのように認識しているかを表しており、男性、女性という認識だけでなく、中間、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。この性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって、「SOGI（ソジ、ソギ）」という言葉が用いられることもあります。

SOGIは、LGBTQに限らずすべての人にあてはまる属性であり、誰にでもかわりがある大切な性のあり方と言えます。

LGBTQという言葉が広まって、性的マイノリティへの認知度も進みましたが、一方で「性的マイノリティとそれ以外」という線引きにもつながってしまう可能性があります。

そこで、誰もがそれぞれの性的指向・性自認を持っていると認識することで、多様な性のあり方を一人ひとりが自分ごととして考えるきっかけになると考えられます。

(6) 男女共同参画の啓発・意識改革

市民一人ひとりが男女共同参画に関する正しい知識を得られるよう、講演会や広報紙など様々な媒体を活用して、広報・啓発活動を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
8	多様な媒体を活用した 広報・啓発活動の推進	「広報戸田市」への男女共同参画に関する情報の掲載や男女共同参画情報紙「つばさ」の発行、パンフレット・啓発冊子の発行やSNSなどを通じて男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 【具体的な事業】 ◇「広報戸田市」による啓発 ◇男女共同参画情報紙「つばさ」の発行 ◇パンフレット・啓発冊子の発行 ◇あいパルホームページによる啓発 ◇SNSを通じた意識啓発 ◇男女共同参画関連書籍の展示及び貸出 ◇あいパル広報誌「PALDISE（パルダイス）」の発行による啓発	市長公室 協働推進課 あいパル 図書館
9	男女共同参画に関する 講演会・講座等の開催	男女共同参画に関するイベント、各種講演会、講座等の開催を通じ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 【具体的な事業】 ◇男女共同参画フォーラム等の開催 ◇講演会・セミナー・パネル展等の開催による啓発	協働推進課 あいパル

(7) 国際理解の推進による啓発・意識改革

男女共同参画の視点に立った国際的な取り組みに関する情報を収集し、提供します。また、「第2次戸田市多文化共生推進計画」に基づき、ルーツや文化、言語が違って誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
10	男女共同参画に関する世界の取り組みに関する啓発の推進	広く男女共同参画に関する理解、推進を図るため、男女共同参画の視点に立った国際的な取り組みに関する情報の収集や提供を行います。 【具体的な事業】 ◇女性問題に対する資料収集・提供による啓発 ◇国際的な取り組み（女子差別撤廃条約等）の啓発	協働推進課 あいパル 図書館
11	国際理解・交流活動の推進	多文化共生の推進の中で、男女共同参画に関する国際理解を深めるための講座や交流事業を活発に行います。 【具体的な事業】 ◇在住外国人支援事業の推進	協働推進課

(8) メディアにおける人権の尊重

市の発行物等において、男女共同参画の視点に立った表現を使用するよう努めます。
 また、メディアから発信される固定的な性別役割分担意識や不正確な情報に左右されることなく、市民が情報を正しく読み取り、主体的に判断できるように、メディア・リテラシーに関する啓発を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
12	市の発行物等における表現の留意	市の発行物等において、男女共同参画の視点に立った表現を使用するよう努めます。 【具体的な事業】 ◇埼玉県発行「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の活用	市長公室 協働推進課
13	メディアを正しく読み取り、発信する力の養成	市民がメディアに対して、固定的な性別役割分担意識や不正確な情報などに左右されることなく主体的な判断ができるよう、学校をはじめ生涯学習の場においてメディア・リテラシーに関する啓発を行うとともに、学習機会を提供します。 【具体的な事業】 ◇メディア・リテラシーに関する啓発 ◇学校におけるメディア・リテラシーの取り組み	協働推進課 教育政策室 あいパル

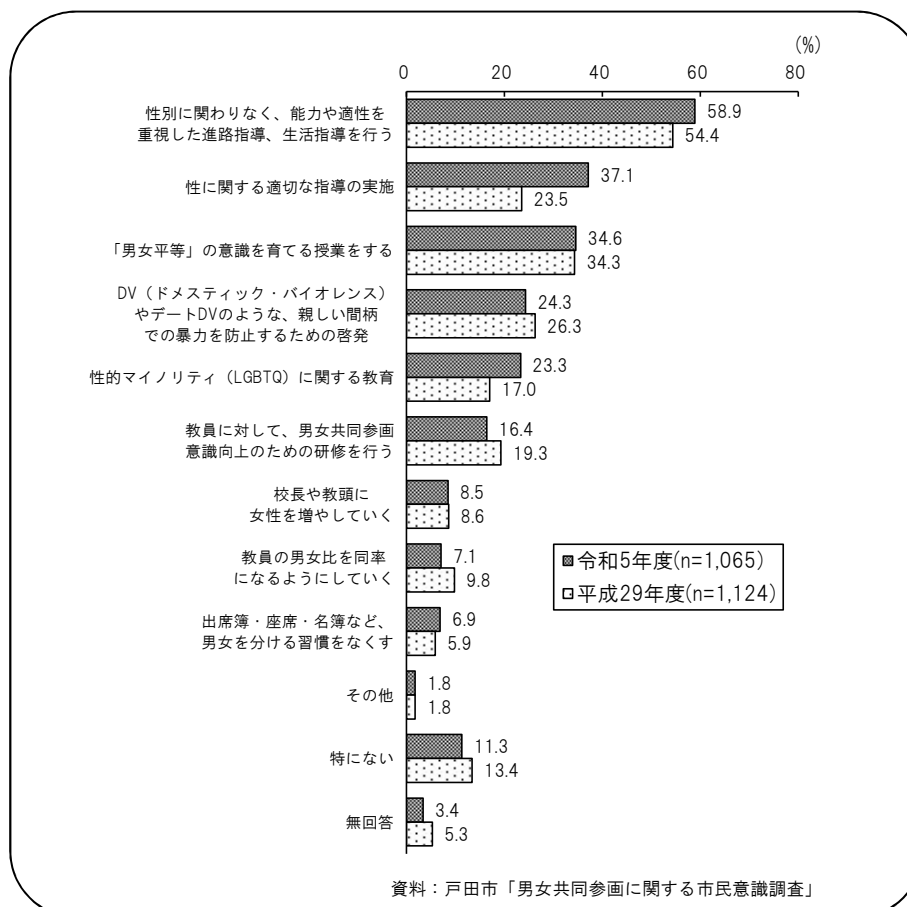
現状と課題

男女共同参画の意識の形成には、人生の早い時期において学習したことや経験が大きく影響します。特に、小中学校における教育は、男女共同参画の意識を育むにあたって大きな役割を持っています。

令和5（2023）年度の市民意識調査の結果をみると、小中学校で特に力を入れてほしいことは、「性別にかかわらず、能力や適性を重視した進路指導、生活指導を行う」の回答が最も多く、半数以上の人々が性別にこだわらず児童生徒の適性や個性を伸ばす教育の実践を望んでいます。この傾向は「第五次戸田市男女共同参画計画」策定時の平成29（2017）年度調査においても同様でしたので、引き続き積極的に取り組んでいくことが望まれます。

一方、平成29（2017）年度調査では4位だった「性に関する適切な指導の実施」が令和5（2023）年度調査では回答率が大幅に上がって2位となるなど、性に関する教育の充実が求められています。また、「性的マイノリティ（LGBTQ）に関する教育」も前回調査と比べると回答率が上がっています。

◆図 26 小中学校で特に力を入れてほしいこと

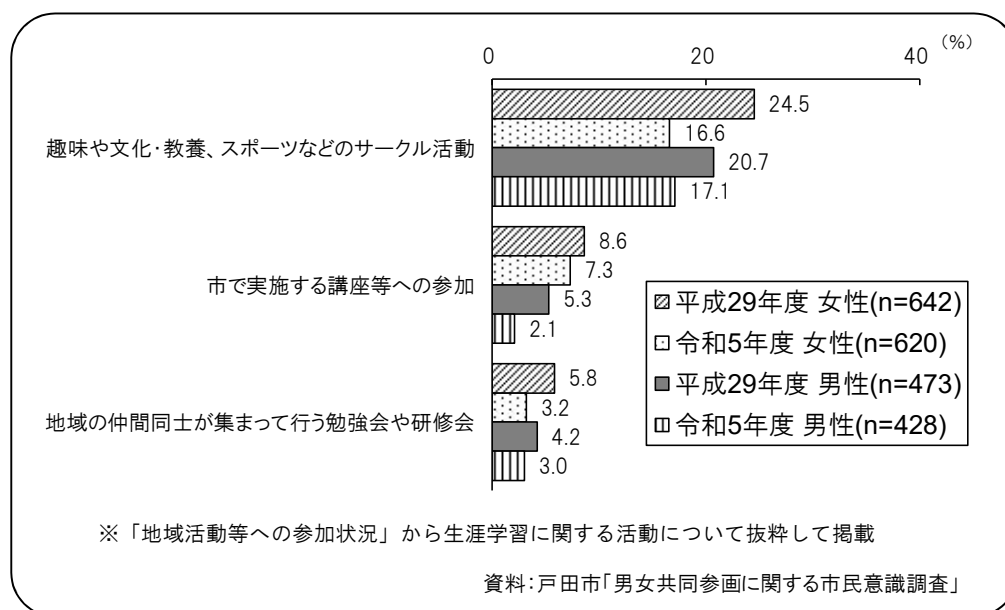


また、学校教育だけでなく、一人ひとりがその能力と意思に基づいて、生涯を通じて学習する機会を得られるような環境整備が必要です。

市民意識調査から生涯学習活動への参加状況をみると、令和 5（2023）年度調査では男女ともに前回調査時よりも活動参加率が低下していることがうかがえます。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、活動の機会が減少したことが影響していると考えられます。生涯学習活動の効果は、技能や知識を身につけることに加えて、健康の増進や生きがいの創出、地域における交流の促進など、様々なことがあげられます。今後、災害や感染症の流行などによる生涯学習の機会減少を防ぐために、ICTの活用も含めた環境整備の推進が重要です。

また、女性と比べると男性は地域における生涯学習活動の参加機会が少ない状況がみられますので、男性が参加しやすい内容の工夫や時間帯等の調整が必要です。

◆図 27 過去 1 年間の生涯学習活動への参加状況



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
市内の全小学校で男女共同参画の大切さを学ぶ機会をつくれます。	校 7 (2017年度)	校 全 12 (2023年度)	校 全 12 (2027年度)	男女共同参画の大切さについて教育を行った小学校の数	市内小学校の数を目 標値に設定

施策の方向

(9) 学校や家庭での教育の充実

学校や家庭において、性別にかかわらず一人ひとりの個性を伸ばせる教育の充実を図ります。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
14	男女共同参画の視点に立った教育の充実	学校において、人権の尊重、男女の平等などに視点をおいた教育を行います。また、性別にかかわらず個々の児童・生徒の能力や適性を重視した進路指導・キャリア教育を実施します。 【具体的な事業】 ◇男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 ◇男女共同参画の視点に立った生活・進路指導の実施 ◇学校における性に関する指導の充実 ◇戸田市男女共同参画推進条例パンフレット等による啓発	協働推進課 教育政策室
15	教職員への研修の充実	男女共同参画を推進する教育の充実に向けて、教職員等に対する研修を積極的に行います。 【具体的な事業】 ◇教職員等の研修の実施	教育政策室
16	家庭教育での取り組みの充実	家庭における男女共同参画を推進するため、保護者を対象に家庭教育に関する学習機会の提供や意識啓発のための情報紙・パンフレットの配布等を行います。 【具体的な事業】 ◇家庭教育学級や講演会の充実 ◇戸田市男女共同参画推進条例パンフレット等による啓発【再掲】	協働推進課 生涯学習課

(10) 生涯学習の充実

市民が生涯にわたって男女共同参画に関する学習を行える機会を提供するとともに、それぞれの能力と意思に応じてあらゆる分野に参画できるよう、生涯学習の充実を図ります。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
17	生涯にわたる学習機会の充実	各種講座、教室等において男女共同参画の視点に立った学習を推進するとともに、託児室の設置を行い、受講環境を充実します。 【具体的な事業】 ◇戸田市まちづくり出前講座メニュー表への掲載 ◇男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営 ◇人権に関する講演会・研修の開催【再掲】 ◇講座等への託児室の設置	協働推進課 生涯学習課 あいパル
18	生涯学習関連施設における男女共同参画の視点に立った学習機会の提供	公民館等の生涯学習関連施設において、男女共同参画につながる学習機会の充実を図ります。 【具体的な事業】 ◇生涯学習関連施設における男女共同参画の視点に立った学習機会の提供	生涯学習課

施策 4. 地域活動における男女共同参画の推進

施策の
方向

(11) 地域・社会活動への参画促進と環境づくり

施策 5. 防災及び防犯における男女共同参画の推進

施策の
方向

(12) 地域防災における男女共同参画の推進

(13) 地域防犯における男女共同参画の推進

＜戸田市女性活躍推進計画＞

施策 6. ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の
方向

(14) 家庭生活との両立をめざす職場づくり

(15) 男女の家事・育児への共同参画支援

施策 7. 子育てや介護を支援する体制の整備

施策の
方向

(16) 子育て支援の充実

(17) 介護を支援する体制の整備

現状と課題

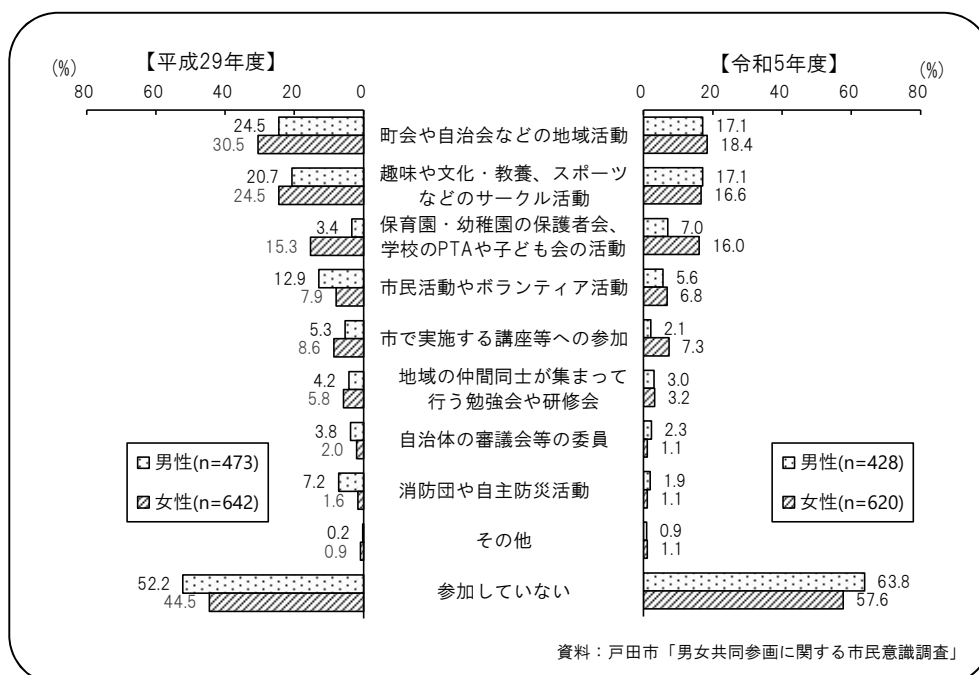
近年の少子高齢化の進行や大災害の頻発などを背景に、地域コミュニティの重要性がますます高まっています。町会や自治会活動、自主防災活動、子ども会活動、ボランティア活動などは、地域コミュニティにおける支え合いにつながり、趣味や教養、スポーツ活動は、生きがいづくりや健康増進のみならず住民同士の円滑なコミュニケーションを生み出します。

しかし、令和5（2023）年度と平成29（2017）年度の市民意識調査結果を比較すると、参加していない人の割合は増え、各活動への参加経験の減少傾向がみられます。背景には、令和2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のために、人と人との交流を伴う様々な活動が休止となったことがあげられます。新型コロナウイルス感染症流行が収束したとしても、今後もほかの感染症の流行や災害等の発生によって市民の交流機会が失われる事態になる可能性は残ります。情報通信技術の活用等によって、地域活動の停滞を防ぐ工夫が必要です。

また、多くの活動では、男性よりも女性の参加率が高いという傾向がみられます。性別にかかわらず、より多くの人が参画できるように活動の開催日時や運営方法等を工夫することも必要です。

一方、本市では女性の町会長・自治会長が非常に少ないという現状があります。今後、人口減少によって地域活動の担い手不足が懸念される中、地域活動における固定的性別役割分担意識の解消に努め、性別にかかわらず誰もが参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

◆図 28 地域活動等への参加経験



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
地域活動に参加している人の割合を増やします。	% 52.4 (2017年度)	% 40.1 (2023年度)	% 63.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、過去1年間で地域活動等に「参加していない」と回答していない人の割合	年間増加量を1%として算出 ※小数点第1位で繰り上げ

施策の方向

(11) 地域・社会活動への参画促進と環境づくり

男女がともに地域とのつながりの中で充実した生活が送れるよう、地域活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
19	町会・自治会等への男女共同参画の促進	町会・自治会等における男女共同参画を促進します。 【具体的な事業】 ◇町会・自治会等における男女共同参画推進の啓発 ◇町会・自治会等に向けての女性役員登用の啓発の検討・実施	協働推進課
20	ボランティア活動・自主活動への活動支援	男女がともに様々なボランティアや自主活動ができる場を提供し、活動の促進を図ります。 【具体的な事業】 ◇戸田市ボランティア・市民活動支援センターで実施する講座等への参加促進 ◇市民のボランティア活動・自主活動への参加促進 ◇サークル活動やボランティア活動等に関する情報発信 ◇戸田市生涯学習人材バンク事業の実施	協働推進課 生涯学習課 あいパル 公民館

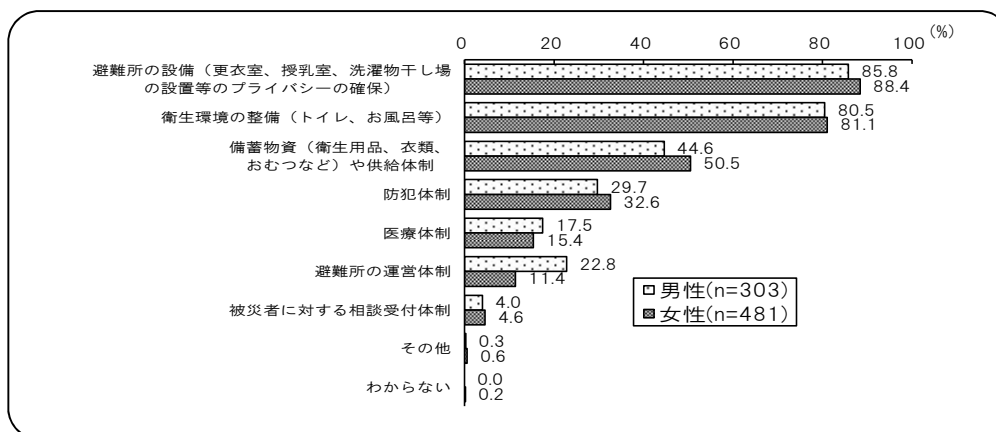
現状と課題

近年のわが国では、地震災害や豪雨災害などの大きな災害が毎年各地で発生しています。本市においても大きな災害の発生を想定して備えておくことが必要不可欠です。これまでの経験から、備蓄や避難所運営や復興段階において女性や性的マイノリティ、介助を必要とする人など様々な立場の市民への配慮などが必要であることの認識は広がりつつあります。そのために、防災や復興の過程に性別や年齢を問わず多様な人材が参画していくことが必要です。

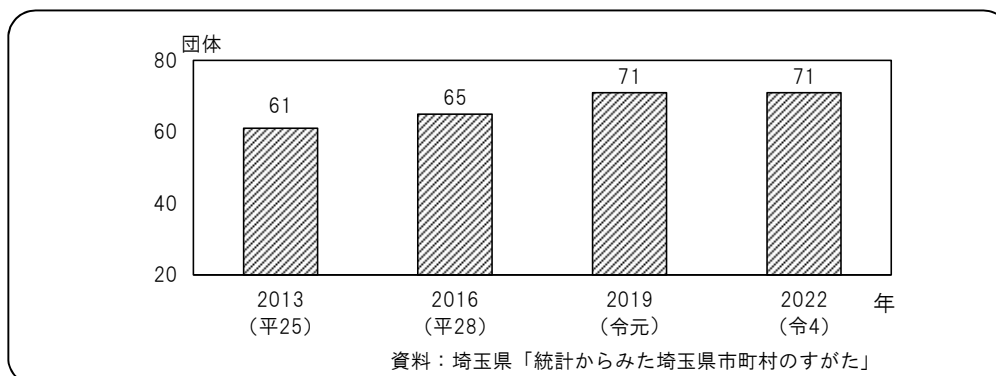
市民意識調査の結果では、性別に配慮して取り組む必要がある防災・災害復興対策として、「避難所の設備（更衣室、授乳室、洗濯物干し場の設置等のプライバシーの確保）」や「衛生環境の整備（トイレ、お風呂等）」などの項目は、男女ともに高い回答率となっています。一方、備蓄物資や供給体制、防犯体制に関する項目については男性よりも女性の回答率が高く、性別に配慮した備蓄品の充実や性犯罪発生防止等の備えが必要不可欠といえます。

また、防犯についてみると、本市には現在 71 の自主防犯活動団体があります。防犯活動においても女性の視点を取り入れて、男女共同参画で推進していく必要があります。

◆図 29 性別に配慮して取り組む必要がある防災・災害復興対策



◆図 30 本市の自主防犯活動団体数の推移



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要であると思う人の割合を増やします。	% 75.6 (2017年度)	% 74.3 (2023年度)	% 86.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、性別に配慮した防災・災害復興対策の「必要がある」もしくは「どちらかといえば必要がある」と回答した人の割合	年間増加量を1%として算出 ※小数点第1位で繰り上げ

施策の方向

(12) 地域防災における男女共同参画の推進

地域の防災力を高めるにあたって女性の視点を反映させるとともに、防災活動や避難活動等における男女共同参画を推進します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
21	防災体制の整備における男女共同参画の推進	防災体制を整備するにあたり、男女共同参画を推進するとともに、地域防災力を高めます。 【具体的な事業】 ◇自主防災組織への女性の参画促進 ◇性別ごとのニーズに対応した防災対策の推進 ◇戸田市防災士資格取得支援補助事業における女性の資格取得希望者推薦の働きかけ ◇女性に配慮した避難所利用の検討 ◇イベントや講演会による啓発	危機管理防災課 あいパル
22	避難及び復興における女性への配慮の充実	災害発生後の避難所運営及び復興の過程において、女性が安全で快適な避難生活を享受でき、権利を侵害されることがないように、支援の充実を図ります。 【具体的な事業】 ◇避難所指定施設への女性職員の配置	危機管理防災課

(13) 地域防犯における男女共同参画の推進

出前講座等による情報の周知によって市民の防犯意識を高めるとともに、地域防犯活動における男女共同参画を推進します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
23	地域防犯の分野における男女共同参画の推進	防犯の分野における男女共同参画を推進し、地域における防犯体制の強化を促進します。 【具体的な事業】 ◇女性による防犯パトロールへの支援 ◇自主防犯組織や防犯に関する協議会等への女性の参画促進 ◇出前講座・防犯情報の周知	くらし安心課

現状と課題

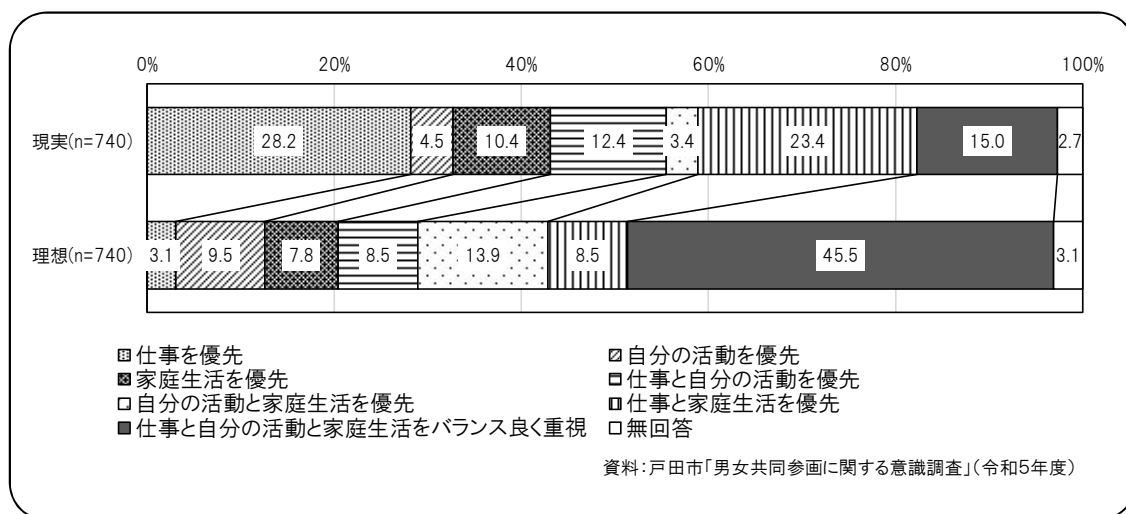
市民意識調査結果によると、ワーク・ライフ・バランスについての理想は、「仕事と自分の活動と家庭生活をバランスよく重視」したい人が 45.5%で半数近くを占めています。現実の状況をみると、「仕事と自分の活動を優先」（12.4%）や「仕事と家庭生活を優先」（23.4%）、「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」（15.0%）など、仕事とプライベートの生活を両立している人もいますが、実際には「仕事を優先」という人が 28.2%で、依然として仕事優先の人の割合が多くを占めています。

少子高齢化が進んでいる現代においては、核家族や単身世帯が増加し、労働者人口が減少しつつあります。これまでと同様の経済活動を維持していくには、子育てや介護、地域活動などと仕事との両立を支えるための支援体制と環境の整備が必要不可欠となっています。

市民意識調査の家事の役割分担に関する調査結果をみると、収入を得る役割は男性に偏っている一方、食事の準備や洗濯、掃除、子育てや地域活動などは女性に偏っている家庭が少なくありません。その背景には、長時間労働を当たり前とする慣習や、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っていることがあげられます。

上記のような背景のもと、これまでは育児休業取得率についても男女間で大きな格差がありましたが、令和 4（2022）年から施行された改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得を促進する環境整備や制度が位置づけられました。持続可能な社会の枠組みを構築するためには、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを充実することが必要であり、社会全体でもその重要性について共通の認識を有することが大切です。

◆ 図 31 ワーク・ライフ・バランスについて



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
ワーク・ライフ・バランスの内容まで知っている人の割合を増やします。	% 18.2 (2017年度)	% 37.8 (2023年度)	% 44.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、用語の認知度で「ワーク・ライフ・バランス」という言葉について「おおよその内容まで知っている」と回答した人の割合	第四次計画の中間から最終までの年間増加量(258%)から算出 ※小数点第1位で繰り上げ
ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。 *算定基準の見直しにより算出(※6)	% 50.3 (2017年度)	% 50.8 (2023年度)	% 62.5 (2027年度)	『市民意識調査』において、家庭生活で優先していること、＜現実＞で「仕事と自分の活動を優先」、「仕事と家庭生活を優先」、「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」と回答した人の割合の合計	『市民意識調査』において、家庭生活で優先していること、＜希望＞で「仕事と自分の活動を優先」、「仕事と家庭生活を優先」、「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」と回答した人の割合の合計

(※6) 指標「ワーク・ライフ・バランスを実感している人の割合を増やします。」の算出基準は、従来は「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」のみの割合でしたが、算出基準を見直して「仕事と自分の活動を優先」+「仕事と家庭生活を優先」+「仕事と自分の活動と家庭生活をバランス良く重視」の割合の合計としました。

施策の方向

(14) 家庭生活との両立をめざす職場づくり

男女の労働者がともに仕事と家庭生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランス実現や労働時間短縮に向けた啓発や、多様な就労形態の普及を企業に働きかけます。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
24	仕事と家庭生活が両立できる職場づくりの促進	職場において、ワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、仕事と家庭生活が両立しやすい環境づくりを企業に働きかけます。 【具体的な事業】 ◇育児・介護休業法の普及・啓発 ◇家庭生活との両立をめざす職場づくりの啓発 ◇ワーク・ライフ・バランスの周知 ◇労働時間短縮に向けての啓発 ◇多様な就労形態の普及・啓発 ◇女性活躍推進及び次世代育成支援対策を講じている企業への建設工事等入札参加資格付けにおける加点	管財入札課 協働推進課 経済戦略室 あいパル

(15) 男女の家事・育児への共同参画支援

固定的な性別役割分担の解消を図り、男女がともに家事・育児に参画することによって、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、意識啓発等の支援を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
25	男女の家事・育児協力体制構築の促進	家庭生活における男女共同参画を促進するため、意識啓発や講座等を開催します。 【具体的な事業】 ◇男女の家事・育児の協力体制の促進に関する情報収集・提供 ◇男女の家事・育児協力を促進する講座の開催	人事課 協働推進課 福祉保健センター あいパル

施策 7

子育てや介護を支援する体制の整備

現状と課題

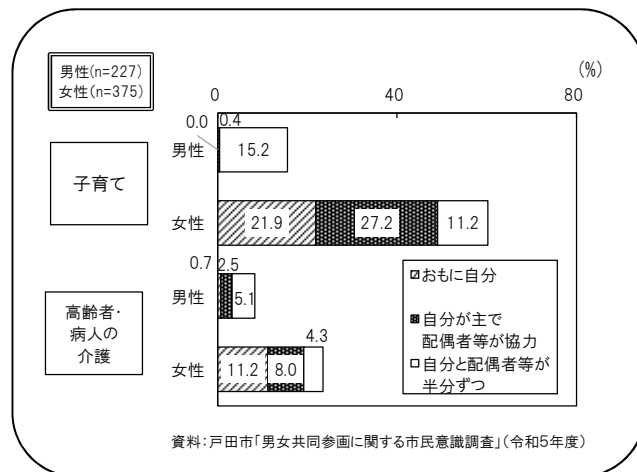
市民意識調査結果によると、家庭における子育てや介護の役割分担は、夫婦で半分ずつ担う世帯もありますが、子育て、介護ともに、女性が主に分担している割合が高いことがうかがえます。

こうしたことを背景に、男女共同参画社会実現のために市に特に力を入れてほしい施策としては、「高齢者や障がいのある人の介護制度の充実」や「保育所・学童保育室の充実」など、介護や子育て支援のための施策の充実に高い期待が寄せられています。

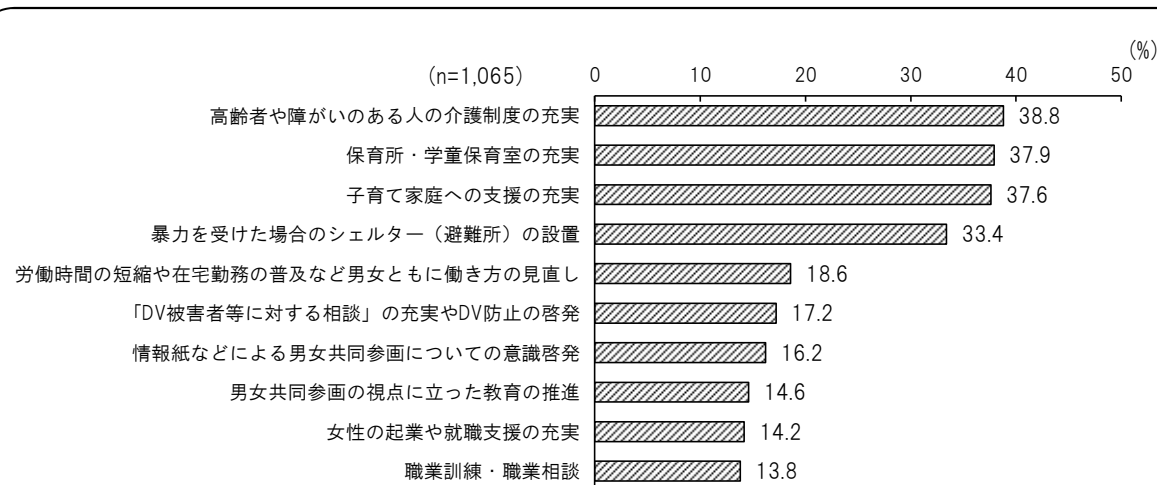
近年は家族の形も多様化していたり、男性の育児休業取得を促進する法制度が整備されるなど、子育てや介護等のケア労働における男女共同参画を進める動きもありますが、市民意識調査からは、いまだに女性に役割分担が偏っている実態が見受けられます。家族や親族だけでなく、社会的に子育てや介護を支援する体制の充実が必要といえます。

本市では、ファミリー・サポート・センターや地域包括ケアシステムなど地域における子育てや介護を支援する体制整備、高齢者や障がい者の自立を支援する仕組みの充実を図っていきます。

◆図 32 子育てや介護の役割分担



◆図 33 男女共同参画社会実現のために市に特に力を入れてほしい施策（上位 10 項目）



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
保育園の受け入れ人数を増やします。	人 3,795 (2018年度)	人 4,201 (2022年度)	人 4,200 (2028年度)	市の認可保育園における受け入れ人数	「埼玉県子育て安心プラン実施計画」の目標値を基に設定。(年間2園ずつ整備。2021年度に利用定員4,264人、待機児童数0人)
介護予防のための TODA 元気体操を行う通いの場を増やします。	箇所 18 (2018年度)	箇所 36 (2022年度)	箇所 48 (2028年度)	TODA 元気体操を行う通いの場の数	戸田市地域包括ケア計画の目標(年間3箇所ずつ開設)を基に設定

施策の方向

(16) 子育て支援の充実

男女が安心して子どもを生み育て、仕事と育児・家事等を両立して充実した生活を送れるように、各種保育サービスの提供や地域における子育て支援の体制整備、生活安定のための支援制度の充実など、子育て世帯への様々な支援を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
26	各種保育サービスの充実	「子ども・子育て支援事業計画」や「戸田市放課後子どもアクションプラン」に基づき、充実した家庭生活を実現し、誰もが活躍できる社会とするため、様々な子育て支援サービスを提供します。 【具体的な事業】 ◇各種保育事業の充実 ◇子育て支援センター事業 ◇学童保育室の運営 ◇放課後子ども教室の充実 ◇子どもの一時預かり事業	こども家庭支援室 保育幼稚園課 児童青少年課
27	地域で支える子育て環境の整備	男女が安心して子どもを生み育て、仕事と育児・家事等との両立を可能とするために、関係機関と連携し、地域における子育て支援を充実します。 【具体的な事業】 ◇子育て支援に関する講演会・講座の開催 ◇講座等への託児室の設置【再掲】 ◇産前産後支援ヘルプサービス事業の実施 ◇ファミリー・サポート・センター事業の実施 ◇地域子育て支援拠点による交流機会及び情報の提供	協働推進課 こども家庭支援室 保育幼稚園課 あいパル

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
28	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭には社会的・経済的立場が弱い母子家庭が多いことから、生活の安定と子どもの健全な育成を図るため、各種事業の実施、各種手当等を支給します。 【具体的な事業】 ◇ひとり親家庭への経済的支援の充実 ◇ひとり親家庭への相談体制の充実 ◇ひとり親家庭の自立支援のための事業の実施	こども家庭支援室

(17) 介護を支援する体制の整備

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で充実した生活を送ることはもとより、その介護者や介助者の負担軽減のための支援を行うことによって、誰もが活躍できる社会の実現を図ります。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
29	高齢者と介護者を支援するサービスの充実	高齢者が充実した生活を送れるだけでなく、介護者の負担を軽減することで誰もが活躍できる社会とするために、健康づくりや生活支援などの各種サービスの充実を図ります。また、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送れるように、地域のネットワークづくりや人材育成を支援します。 【具体的な事業】 ◇認知症サポーター養成講座の実施 ◇自立支援型地域ケア会議をはじめとした、地域のネットワークづくりの推進 ◇高齢者相談介護予防・生活支援事業の実施 ◇在宅福祉・施設利用サービスの充実	健康長寿課
30	障がい者と介助者を支援するサービスの充実	障がい者がいきいきと生活できるだけでなく、介助者の負担を軽減することで誰もが活躍できる社会とするために、情報提供体制及び相談支援体制の充実と社会参画活動への参加を支援します。 【具体的な事業】 ◇情報提供体制の充実 ◇相談支援体制の充実 ◇関係団体等への活動支援 ◇障がい児者やボランティア等を対象にした講座等の開催	障害福祉課

＜戸田市女性活躍推進計画＞

施策8. 働く場における男女共同参画の推進

施策の
方向

- (18)雇用の場及び自営業等における男女共同参画の推進
- (19)セクシュアル・ハラスメント等に対する取り組みの充実

施策9. 女性の就業・起業の支援

施策の
方向

- (20)職業能力開発のための支援
- (21)女性の再就職、起業の支援

施策10. 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

施策の
方向

- (22)審議会等における男女共同参画の促進
- (23)女性の人材発掘とリーダー育成

施策11. 性差や年齢に配慮した健康づくりへの支援

施策の
方向

- (24)性を尊重する意識啓発と性に関する指導の充実
- (25)女性の健康管理の充実
- (26)男女ともにライフサイクルに沿った健康づくり

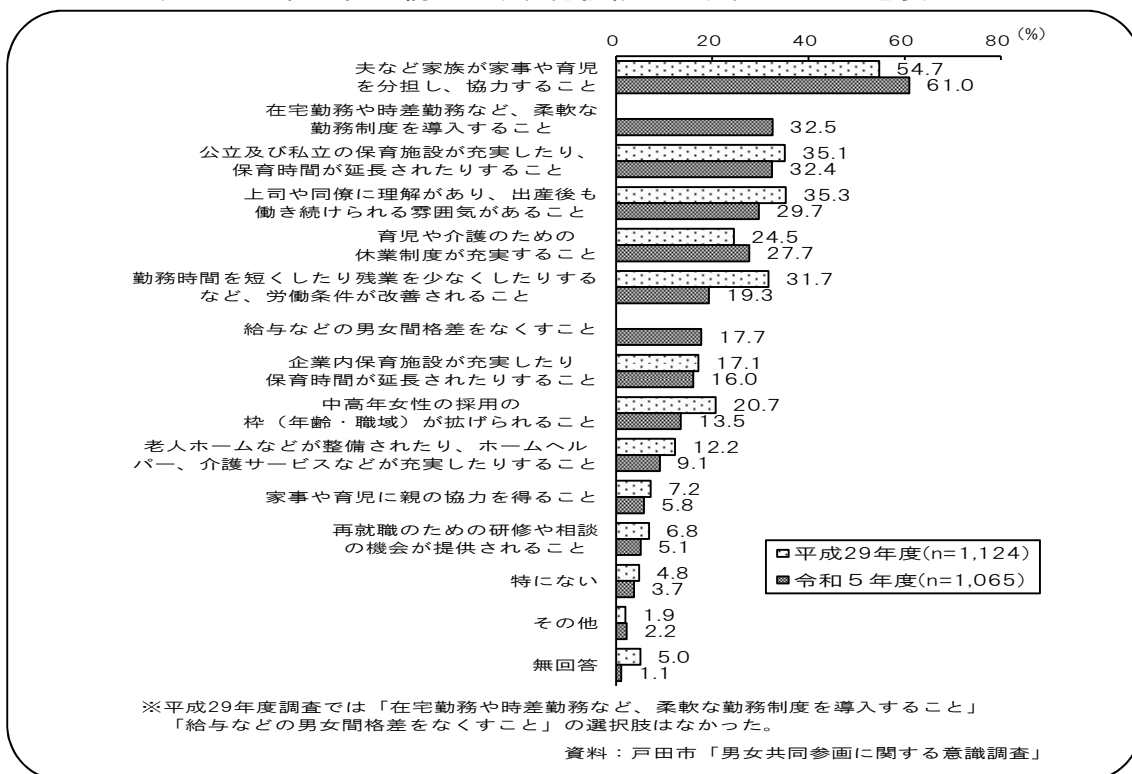
現状と課題

市民意識調査によると、女性が働き続けたり、再就職したりするためには、「夫など家族が家事や育児を分担し、協力すること」が必要と考える人は約6割にのぼっており、平成 29 年度調査時よりも増加しています。法律では、令和 3（2021）年に育児・介護休業法が改正になり、男性の育児休業取得促進の仕組みが整備されました。

また、令和 2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症流行下で、在宅勤務など柔軟な勤務体制が広がりました。今後、少子高齢化がますます進み、労働人口が減少する中においては、生産性の向上と同時に多様な働き方を導入し、労働者が働きやすい環境を整備することも必要とされます。

さらに、令和 2（2020）年6月から「改正労働施策総合推進法」が施行となり、職場におけるパワー・ハラスメント対策が義務化されました。労働者が個性と能力を十分に発揮していきいきと働くためには、パワー・ハラスメントをはじめとするセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメント行為が根絶されなければなりません。男女の雇用における機会の均等化が図られ、様々なハラスメント行為が根絶されるような取り組みが必要です。

◆図 34 女性が働き続けたり、再就職したりするために必要なこと



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
職場における男女の地位が平等だと感じる人の割合を増やします。	% 20.3 (2017年度)	% 24.8 (2023年度)	% 27.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、男女の地位に関する意識について、＜職場＞で「平等」と回答した人の割合	市民意識調査(平成 25 年度調査から平成 29 年度調査) 結果の年間増加量 (0.66%) から算出 ※小数点第 1 位で繰り上げ

施策の方向

(18) 雇用の場及び自営業等における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などに基づき、雇用機会や待遇の均等、女性が活躍できる職場の環境整備、適切な労働時間や休日の確保等就労環境の改善を目指して、商工会等と連携して、事業主等への働きかけを行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
31	男女ともに働き続けられる環境の整備	男女がともに均等な雇用機会を確保でき、働き続けられる環境の充実を図るために、関係機関と連携を図り、男女雇用機会均等法等の労働関係法の趣旨について普及・啓発を図ります。 【具体的な事業】 ◇男女雇用機会均等法等関係法の普及・啓発 ◇労働関係法の普及・啓発 ◇商工会等との連携による啓発 ◇ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進 ◇講座・研修会等の開催 ◇働き続けられる環境整備	協働推進課 経済戦略室
32	女性の活躍推進に向けた企業への支援	採用、昇進等において女性労働者に積極的に機会を提供し、仕事と家庭の両立を可能とする環境を整備することで、女性が活躍できるよう、啓発や人材育成等の支援を行います。 【具体的な事業】 ◇女性活躍推進法の普及・啓発 ◇商工会等との連携による啓発 ◇女性活躍推進に取り組む企業の事例紹介の検討 ◇女性活躍推進及び次世代育成支援対策を講じている企業への建設工事等入札参加資格付けにおける加点【再掲】	管財入札課 協働推進課 経済戦略室

(19) セクシュアル・ハラスメント等に対する取り組みの充実

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする職場の様々なハラスメント行為防止に関する取り組みを強化するため、講座等を開催するなど啓発を推進し、職場におけるハラスメント行為が根絶されるよう事業所に働きかけます。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
33	セクシュアル・ハラスメント等防止に向けた周知・啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの職場における様々なハラスメント行為の防止に向けた啓発活動を行います。 【具体的な事業】 ◇職場におけるハラスメント行為の防止に関する講座等による啓発 ◇職場におけるハラスメント行為の防止に関する情報収集・提供	協働推進課 あいパル

現状と課題

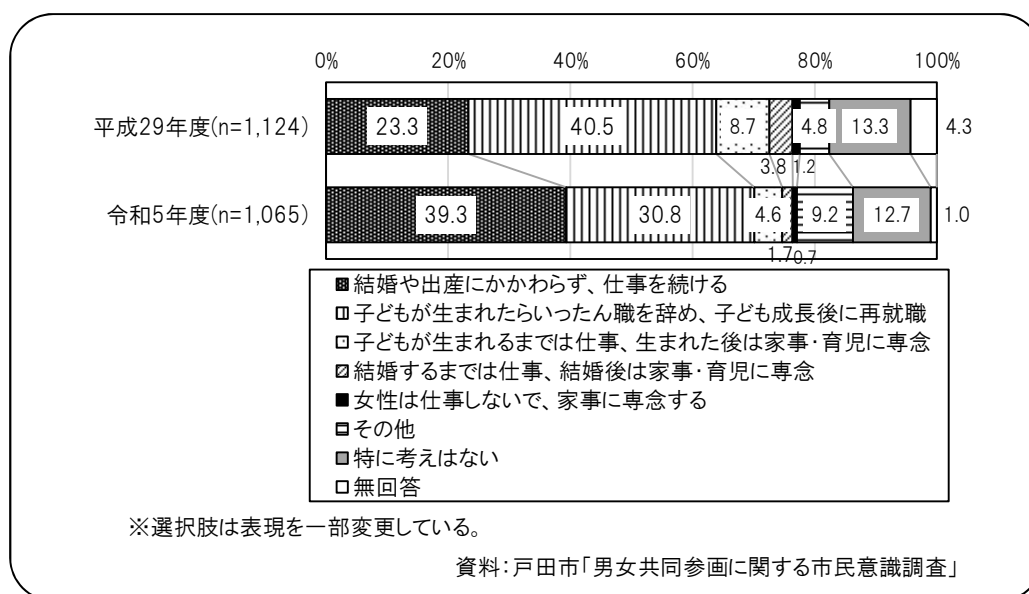
女性の働き方についての考え方はここ数年で変化しており、平成 29（2017）年度の市民意識調査で「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」ことを理想と考えた人は 23.3%でしたが、令和 5（2023）年度の調査結果では同じ項目の割合が 39.3%と大幅に増加しています。「子どもが生まれたらいったん職を辞め、子ども成長後に再就職」の 30.8%を合わせると、約 7 割の人は女性は子どもを生んだ後も働いた方がいいと考えています。現実の状況をみても、令和 2（2020）年の「国勢調査」では、子育てが忙しくなる 35～39 歳の本市の女性の労働力率は 75.8%と近年で最も高い割合となっています。

一方、女性の労働力率は上昇しましたが、非正規雇用である場合が少なくありません。こうした状況から、女性労働者が継続的に経験やキャリアを積める機会が少なくなり、男女間の賃金格差や管理職に占める女性の割合の低さという問題にもつながっています。

政府は、2020 年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となることを目指していますが、そのためには継続的に仕事を続けられる環境整備と、雇用条件や能力開発の機会に男女の格差がないことが必要となります。本市においても、女性の多様な能力を活用するために、就職や職業能力開発のための機会が十分に提供されることが必要です。

また、様々な分野への女性のチャレンジを支援する必要性から、起業なども視野に入れた支援体制を整備することも重要です。

◆図 35 女性の働き方についての考え方



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
再就職の支援講座を受けた人の理解度を高めます。	% —	% 95.8 (2022年度)	% 80.0 (2027年度)	講座の受講者対象のアンケートで、講座の内容を「理解した」もしくは「まあまあ理解した」と回答した人の割合	他自治体の指標を参考に設定
女性の30～39歳の労働力率を高めます。	% 67.2 (2015年度)	% 77.0 (2020年度)	% 74.0 (2025年度)	国勢調査から、労働力率(%)=労働力人口÷(総数-労働力状態「不詳」)×100として算出	平成27年度国勢調査の全国平均(73.1%)を基に設定 ※小数点第1位で繰り上げ

施策の方向

(20) 職業能力開発のための支援

就職や再就職等を希望する市民に対して、就職に関する情報を提供するとともに、技能や職業能力の開発をする機会の提供を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
34	職業能力開発のための支援の充実と就業機会の拡大	就労を支援する各種講座等を開催し、就職や再就職等を希望する市民に対して就職に向けた支援を行います。 【具体的な事業】 ◇就労支援・再就職のための情報提供や講座の開催 ◇地域職業相談事業の実施 ◇就職マッチングへ向けた取り組み	経済戦略室 あいパル

(21) 女性の再就職、起業の支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行うとともに、起業等によって新たな分野に挑戦する女性への支援を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
35	女性の起業・再就職に関する支援の充実	起業や再就職を希望する女性に対して、各種情報提供を行うとともに、能力開発のための講座を開催します。また、イベント等を活用し、期間限定出店など、起業する人への機会の提供を行います。 【具体的な事業】 ◇地域職業相談事業の実施 ◇起業支援のための講座の開催 ◇女性の起業支援事業(チャレンジジョブ等) ◇商工会と連携した起業支援事業 ◇女性向け就職支援・再就職支援のための情報提供や講座の開催	経済戦略室 あいパル

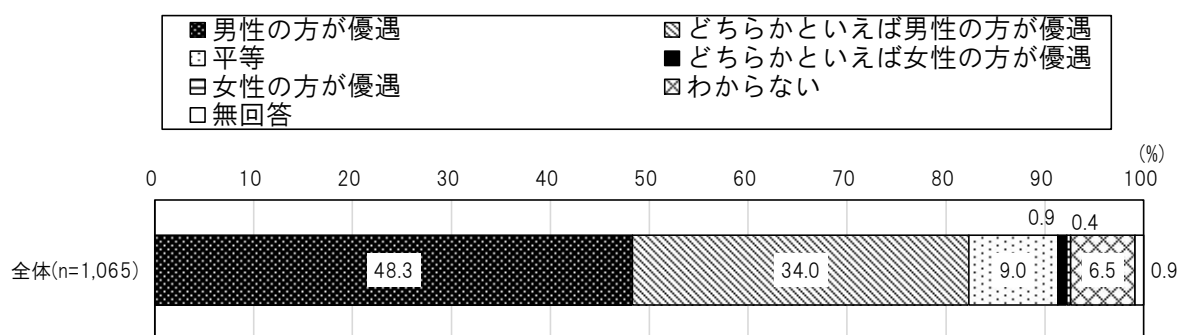
現状と課題

令和 5（2023）年のジェンダーギャップ指数のわが国の順位は 146 か国中 125 位と低い順位にあります。特に「政治」分野の値が低い状況にあります。令和 2（2020）年度に内閣府が実施した「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」によると、地方議員に対するアンケートにおいて女性の議員が選挙期間中の課題としてあげたのは、「知名度がない」ことが 1 位、「仕事や家庭生活（家事、育児、介護等）のため、選挙運動とその準備にける時間がない」ことが 2 位でした。また、議員活動を行う上での課題として、性別による差別やセクシュアル・ハラスメントを受けた経験をあげる女性の議員は約 3 分の 1 を占めていました。

こうした現状を踏まえて、令和 3（2021）年に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、地方公共団体にも議員活動と家庭生活の両立を支援する体制整備や、議員や立候補者へのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するための研修やそういった問題対応への相談窓口の整備などを行うよう定めています。

また、本計画では審議委員等に占める女性委員の割合を 40.0%にする目標を設定していますが、令和 5(2023)年 4 月現在 28.1%にとどまっています。女性委員が一人もない審議会も多数あり、さらに多くの女性が政策・方針決定過程に参画できるようになるには、より一層の取り組みが必要です。

◆図 36 男女の地位に関する意識「政治」



資料：戸田市「男女共同参画に関する市民意識調査」（令和5年度）

指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
審議会等の女性委員の比率を高めます。	% 27.6 (2017年度)	% 28.1 (2022年度)	% 40.0 (2027年度)	市の審議会等（地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会・審議会等）の委員に占める女性委員の割合	埼玉県男女共同参画基本計画（平成29～33年度）の目標値（40%）を基に設定
男女共同参画人材リスト（旧「女性人材リスト」）の登録者を増やします。	人 29 (2017年度)	人 35 (2022年度)	人 58 (2027年度)	男女共同参画人材リストの登録者数	年間増加量を10%（10年間で29人の増）として算出

施策の方向

(22) 審議会等における男女共同参画の促進

本市の政策・方針決定過程により多くの女性が参画できるよう、様々な分野にわたる市の審議会に、多くの女性の委員を登用します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
36	審議会等への女性の参画の促進	審議会等において、女性の参画がさらに図られるよう、女性委員の登用を積極的に推進します。 【具体的な事業】 ◇審議会等委員の女性の参画促進 ◇政策決定過程への女性の参画状況調査と結果の公表 ◇女性参画促進を図るための手法の検討と各課への啓発 ◇審議会等委員選出時の男女共同参画人材リスト活用の検討・実施	協働推進課

(23) 女性の人材発掘とリーダー育成

市内の各種団体や活動等において、リーダーの役割を担う女性が増えるように、人材育成のための支援を行います。また、意欲と能力を持つ人材の発掘のために、男女共同参画人材リストを作成し、活用に努めます。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
37	女性の人材発掘と活用	現在ある人材リストを拡充し、新たな人材を発掘するとともに、積極的に活用します。 【具体的な事業】 ◇男女共同参画人材リストの活用 ◇男女共同参画人材リストへの登録促進	協働推進課
38	各種団体の女性人材育成への支援	市民団体などの育成のための支援を行います。 【具体的な事業】 ◇各種団体に対する男女共同参画に関する教育機会の提供 ◇女性人材が活躍するための情報提供	協働推進課 あいパル

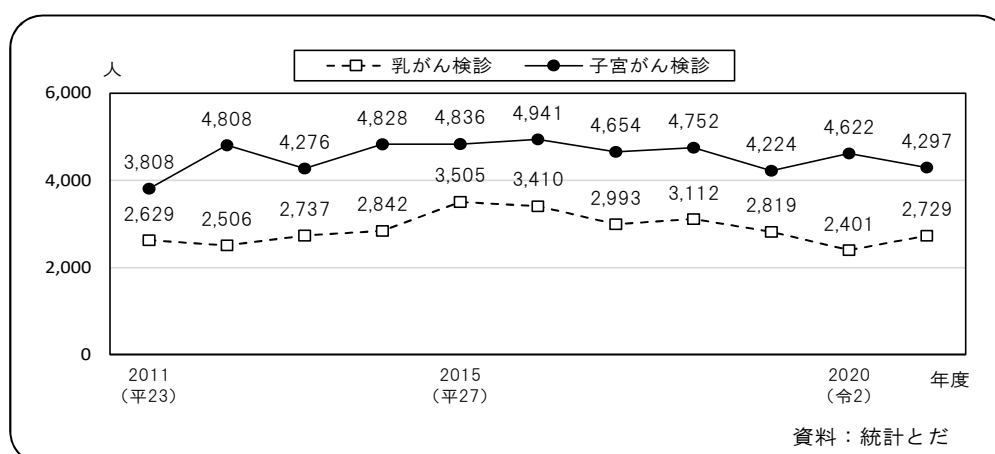
現状と課題

男女ともにライフステージによって心身の状態が大きく変化することから、性差や年齢に応じた健康づくりへの配慮が必要となります。

また、近年では、DV や性犯罪、望まない妊娠、セクシュアル・ハラスメント等さまざまな問題を防止する観点から、性教育への関心が高まっています。性被害等を防ぐことやより充実した人生を送るため、性と生殖に関する知識だけでなく、人間関係、人権の尊重、ジェンダーの理解や性暴力の防止なども含めた包括的な性教育が学べる場を提供することが重要となります。

市民が生涯を通じて健康な生活を送るためには、男女の健康に関する教育の充実、性や生命を尊重する意識啓発、健康診断や検診、保健サービス等の充実が必要です。

◆ 図 37 乳がん検診・子宮がん検診受診者数



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
健康だと思う人の割合を増やします。	% 78.6 (2017年度)	% 77.1 (2022年度)	% 85.0 (2027年度)	「戸田市健康づくりに関する市民アンケート調査」において、健康状態が、「健康だと思う」または「概ね健康だと思う」と回答した人の割合の合計	第四次男女共同参画計画の目標値を引き続き設定

施策の方向

(24) 性を尊重する意識啓発と性に関する指導の充実

男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係の下で妊娠・出産等について考えられるように、性に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の提供に努めます。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
39	性の尊重についての理解の促進	人権尊重の立場から性の尊重に関する理解を深めるための周知・啓発を図ります。 【具体的な事業】 ◇啓発紙の発行（既存の情報紙利用も含む） ◇性の商品化等性と人権に関する問題の啓発 ◇性犯罪防止の啓発 ◇学校における性に関する指導の充実【再掲】 ◇セクシュアル・ハラスメントに対する啓発	協働推進課 福祉保健センター 教育政策室 あいパル

(25) 女性の健康管理の充実

母子保健指導等の実施により、妊娠期から出産、育児に至るまで継続した健康支援を推進します。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識を定着させるために、性に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
40	ライフステージに応じた母子保健事業等の推進	母親の健康の維持と子どもの健やかな成長を推進するため、各ライフステージに応じた母子保健事業等を充実します。 【具体的な事業】 ◇出産準備教育・妊婦健康診査等による妊婦の支援 ◇助産施設入所事業の実施 ◇乳幼児健康診査の実施	福祉保健センター こども家庭支援室
41	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解の促進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど、性の尊重に関する理解を深めるために情報提供を行います。 【具体的な事業】 ◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供 ◇予期せぬ妊娠等に関する相談窓口の周知	協働推進課 福祉保健センター

(26) 男女ともにライフサイクルに沿った健康づくり

男女ともに生涯を通じて健康を維持できるように、健診や健康相談、健康に関する学習機会の提供等を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
42	健康づくりのための各種事業の充実	男女がともに生涯にわたって心身ともに健康に生活できるよう、各種健康増進事業を実施します。 【具体的な事業】 ◇各種がん検診、健康診査等の実施と受診の啓発 ◇妊娠期の保健指導 ◇各種健康相談の実施	福祉保健センター
43	健康に関する教育・啓発の充実	生涯にわたって健康に暮らせるよう、健康づくりに関する学習機会の提供を行うとともに、啓発活動を行います。 【具体的な事業】 ◇生活習慣病予防教育等の実施 ◇健康教育の実施 ◇乳がんの早期発見のための啓発活動（ピンクリボン活動）	福祉保健センター あいパル

施策 12. 男女共同参画の推進拠点の充実

施策の
方向

- (27) 男女共同参画の推進拠点の活用促進
- (28) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

施策 13. 庁内の男女共同参画の推進

施策の
方向

- (29) 職員の男女共同参画の意識づくり
- (30) 女性職員の登用促進と職域拡大
- (31) 「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の円滑な推進

施策 14. 連携と協力による推進体制の整備

施策の
方向

- (32) 庁内の推進組織の充実
- (33) 計画の進行管理の実施
- (34) 計画推進に関する市民・事業者との連携
- (35) 国・県等との連携

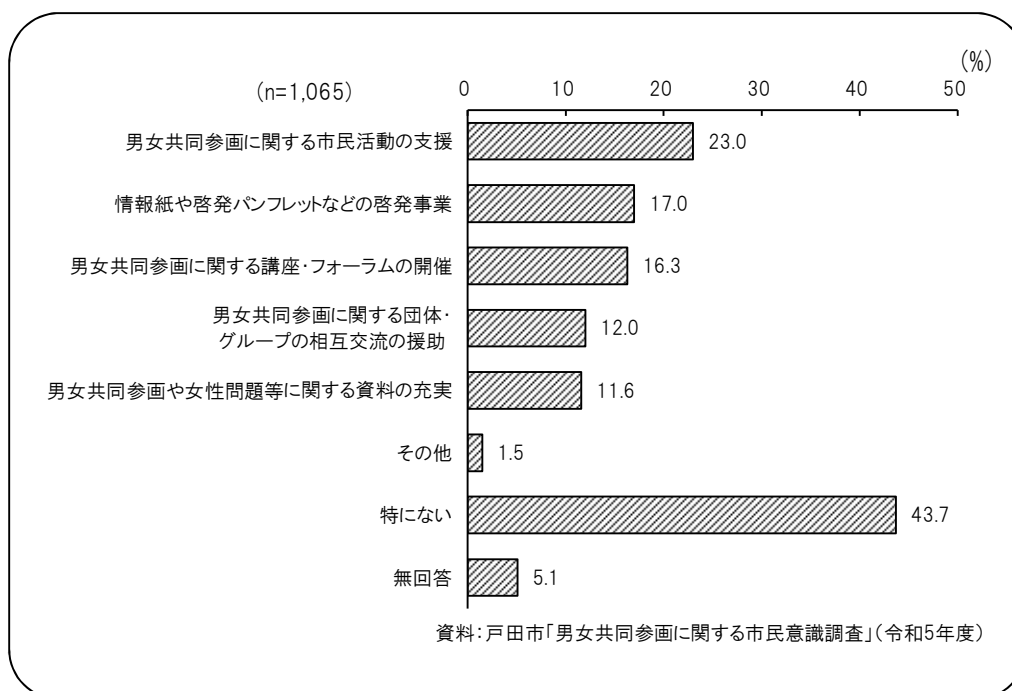
現状と課題

本市における男女共同参画の推進拠点は、平成 27（2015）年 9 月に開館した複合施設「上戸田地域交流センター『あいパル』」（以下、「あいパル」と称する）です。あいパルは男女共同参画の推進拠点、福祉センター、生涯学習拠点としての複合機能を有しており、さらに図書館分館（戸田市立図書館上戸田分館）を併設しています。

あいパルは、市民の交流を推進する重要な拠点であり、活動の場の提供や各種イベント等の開催、市民活動をはじめとする各種活動に関する情報の受発信等を行ってきました。しかしながら、令和 2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の流行によって、多くの活動を制限せざるを得なくなりました。市民意識調査では「あいパル」の男女共同参画の推進拠点としての認知度は 16.2%にとどまり、平成 29（2017）年度調査の 16.5%から伸びていません。SNS 等の情報通信技術の活用も含めて、様々な媒体による市民への周知と活動の推進が必要とされています。

また、市民意識調査では「あいパル」で力を入れる必要があると思う取り組みは、「男女共同参画に関する市民活動の支援」に対する回答が最も多く、市民活動を支える取り組みのニーズが高くなっています。こうした取り組みを通じて、幅広い世代の市民に対して活動を周知し、働きかけていくことによって、男女共同参画の推進拠点としての機能の充実を図っていきます。

◆図 38 『あいパル』で力を入れてほしい取り組み



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
『あいパル』が男女共同参画の推進拠点であることを知っている人の割合を増やします。	% 16.5 (2017年度)	% 16.2 (2023年度)	% 33.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、市の事業の認知度で『あいパル』の男女共同参画事業」を選択した人の割合	第四次計画の「(旧男女共同参画センター) ビリーブの認知度」の当初値(32.9%)から設定 ※小数点第1位で繰り上げ

施策の方向

(27) 男女共同参画の推進拠点の活用促進

男女共同参画を推進していく拠点として、意識啓発を推進するための事業や、男女共同参画を推進する団体の活動支援（推進拠点の活用促進等）などを行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
44	男女共同参画推進拠点の機能の充実	男女共同参画の推進拠点の機能の充実を図ります。 また、現在の推進拠点である上戸田地域交流センター『あいパル』を周知することで活用促進を図ります。 【具体的な事業】 ◇男女共同参画推進拠点の運営事業 ◇男女共同参画相談事業の実施 ◇男女共同参画フォーラム等の開催【再掲】 ◇複合施設の特長を生かした事業実施 ◇SNS等を活用した周知活動の実施	協働推進課 あいパル
45	男女共同参画推進活動団体の支援（推進拠点の活用促進等）	男女共同参画の視点に立った活動や、女性を中心となる活動をする団体が円滑に運営されるように、組織の立ち上げや運営のための活動支援を行います。 【具体的な事業】 ◇男女共同参画推進活動団体の推進拠点の活用促進 ◇男女共同参画の推進拠点を活用する団体への情報提供や、活動の機会と場の提供	協働推進課 あいパル

(28) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

男女共同参画に関する国や県、他自治体の情報や国際的な取り組みに関する情報を収集し、市民に提供します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
46	男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する国・県、他自治体等の情報や図書・資料等を収集し、あいパル、図書館に設置します。また、関係資料の掲示・配布、パネル掲示により、情報発信を推進します。 【具体的な事業】 ◇男女共同参画情報コーナーの充実 ◇女性問題に対する資料収集・提供による啓発 ◇国際的な取り組み（女子差別撤廃条約等）の啓発 ◇男女共同参画関連書籍の展示及び貸出	協働推進課 あいパル 図書館

現状と課題

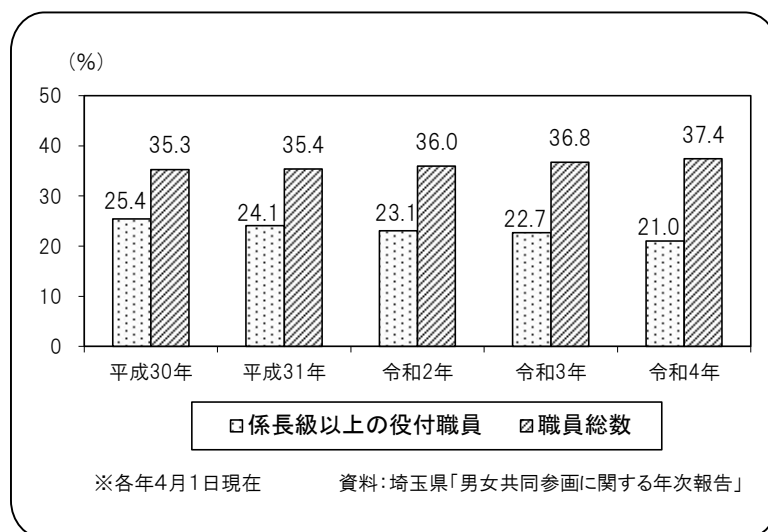
本市の総職員数に占める女性職員は、令和4（2022）年の時点で37.4%と約4割を占めています。平成30（2018）年には35.3%でしたが、徐々に割合が高くなってきています。一方で、副主幹職（係長級）以上の役付職員に占める女性の割合は平成30（2018）年以降下落しており、令和4（2022）年では21.0%にとどまっています。

管理職における男女比の偏りについては、従来の男女共同参画計画でも課題としてあげられており、これまでに、市では職員研修の機会の提供や庁内報を通じての男女共同参画に関する意識啓発等の取り組みを推進してきました。しかし、近年は新型コロナウイルス感染症流行のため、外部の研修が中止になるなど、研修の機会が減少しました。

本市では平成28(2016)年度～令和8(2026)年度までを計画期間とする「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性職員の活躍を推進するための施策に取り組んできました。同計画の目標の一つに「2025年度末までに、管理監督職（副主幹職以上）にある職員に占める女性割合を29パーセント以上にする」がありますが、現状では目標値との間に大きな開きがあり、より積極的に取り組む必要があります。一方、もう一つの目標「2025年度末までに、男性職員の育児休業取得率を15パーセント以上にする」については、育児・介護休業法の改正等の後押しもあり、令和4（2022）年度の実績は73.9%となっています。

今後とも、職場における機会を均等化すると同時に、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい環境づくりへの取り組みを積極的に推進する必要があります。

◆図 39 戸田市における役付職員及び職員全体に占める女性の割合の推移



指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
役付職員に占める女性の割合を県内市町村平均まで増やします。	% 24.1 (2017年度)	% 21.0 (2022年度)	% 29.0 (2027年度)	役付職員(副主幹職以上)に占める女性の割合	平成 29 年度の県内市町村の役付職員割合(28.6%)を基に設定 ※小数点第 1 位で繰り上げ
男性職員の育児休業取得率を高めます。	% 13.2 (2017年度)	% 73.9 (2022年度)	% 15.0 (2027年度)	配偶者が出産した男性職員のうち育児休業を取得した人の割合	埼玉県男女共同参画基本計画(平成 29~33 年度)の目標値(15%)を基に設定

施策の方向

(29) 職員の男女共同参画の意識づくり

職場全体に男女共同参画の意識が定着するように、研修会等様々な機会を活用して啓発を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
47	職員の男女共同参画の意識づくり	市のすべての職員に対して、男女共同参画に関する研修等を行い、男女共同参画の意識づくりを推進します。 【具体的な事業】 ◇職員男女共同参画研修会の実施 ◇職員研修カリキュラムへの導入の検討 ◇職場のセクシュアル・ハラスメントの防止 ◇育児休業取得の促進	人事課 協働推進課

(30) 女性職員の登用促進と職域拡大

女性職員が様々な分野で活躍する機会を得られるよう、多様な職域への配置と研修等の能力開発の機会を提供します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
48	女性職員の管理職等への登用促進と職域の拡大	女性職員を庁内の多様な部署において登用するなど、女性職員の意欲と能力を活かすことができる環境づくりを推進します。 【具体的な事業】 ◇女性職員の管理職等への登用の促進 ◇女性職員の多様な職域への配置と能力開発 ◇女性職員の各種研修機関等への派遣の促進 ◇女性職員へのキャリアに関する研修機会の提供	人事課

(31) 「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の円滑な推進

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、行動計画を策定し、計画に基づく施策を着実に推進します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
49	「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の円滑な推進	庁内の女性職員が、出産、育児、介護等のライフイベントにかかわりなく、経験を積み重ね、その意思と能力を十分に活かすことができるように、職場環境の整備と人材育成への支援を推進します。 【具体的な事業】 ◇職場環境の改善 ◇ネットワークの形成 ◇研修等によるスキルアップ ◇情報発信	人事課

現状と課題

この計画を実効性のあるものにし、男女共同参画社会の実現に向けて施策を着実に推進していくためには、全庁的に取り組むための体制の整備と、計画の進捗状況を確認し、その評価を元に次の段階の改善につなげていく仕組みの構築が重要であるといえます。

また、「戸田市男女共同参画推進条例」にも定められているとおり、市民、事業者、市がそれぞれの責務を果たし、連携・協力していくことで、より効果的に男女共同参画を推進することが期待されます。

さらに、市は、国・県や他の地方公共団体等と情報交換や要望を行ったり、連携するなどして、重層的な体制で男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進することが必要です。

指 標

* 中間年で最終目標に到達している指標については、その水準を維持するよう努めます。

指 標	当初	中間年値	最終目標	指標の定義	目標値設定の根拠
戸田市男女共同参画推進条例を知っている人の割合を増やします。	% 3.0 (2017年度)	% 3.2 (2023年度)	% 14.0 (2027年度)	『市民意識調査』において、用語の認知度で「戸田市男女共同参画推進条例」という言葉について「おおよその内容まで知っている」と回答した人の割合	平成29年度の『市民意識調査』における男女共同参画社会基本法の認知度(13.1%)を基に設定 ※小数点第1位で繰り上げ

施策の方向

(32) 庁内の推進組織の充実

戸田市男女共同参画庁内検討会議を中心として、全庁的な体制で男女共同参画の推進に取り組めます。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
50	庁内の推進体制の充実	全庁的に男女共同参画を促進するため、庁内の組織の強化を図ります。 【具体的な事業】 ◇戸田市男女共同参画庁内検討会議による計画の推進	協働推進課

(33) 計画の進行管理の実施

計画に基づく施策の進捗状況や、市民の男女共同参画に関する意識等の実態を定期的に調査するなど、計画の着実な進行管理を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
51	計画の進行管理体制の充実	計画の進捗状況について、市民・行政の両面から調査を実施し、計画の進行管理を行います。 【具体的な事業】 ◇定期的な市民意識調査及び職員意識調査の実施 ◇関連事業の進捗状況調査の実施 ◇進捗状況調査結果の公表	協働推進課

(34) 計画推進に関する市民・事業者との連携

この計画の推進にあたっては、「戸田市男女共同参画推進委員会」を中心として、計画の進捗状況の確認や市民の幅広い意見の反映に努めます。また、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担い、連携・協力して計画を推進します。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
52	市民参加の計画の推進体制の充実	男女共同参画社会実現に向けての計画策定や仕組みづくりを市民と連携・協力して推進するとともに、市民の視点から計画の進捗状況の確認を行います。 【具体的な事業】 ◇戸田市男女共同参画推進委員会の開催 ◇あいパル運営委員会の開催 ◇市民との協働に関する情報発信	協働推進課 あいパル
53	計画推進に関する市民参加の促進	計画推進に関する市の事業を市民ボランティア等の参画を得ながら確実に推進します。 【具体的な事業】 ◇男女共同参画情報紙「つばさ」編集協力への参加促進 ◇市民との協働による啓発事業の実施 ◇あいパルの男女共同参画に関する取り組みへの市民ボランティアの活用	協働推進課 あいパル
54	計画推進に関する事業所との連携	男女の労働者の雇用機会均等や、ワーク・ライフ・バランス等を推進するため、事業所と連携しながら施策を推進します。 【具体的な事業】 ◇男女雇用機会均等法関係法の普及・啓発【再掲】 ◇商工会等との連携による啓発【再掲】 ◇働き続けられる環境整備【再掲】	協働推進課 経済戦略室

(35) 国・県等との連携

計画の推進にあたり、国・県等の方針や施策を本市の施策に反映させるとともに、市単独の対応が困難な、国・県の制度によるべき施策等については、積極的な要望を行います。

No	具体的取り組み	施策の内容	担当課所
55	国・県等関係機関との連携	計画の推進にあたり、国や県等の関連機関等との連携を強化します。 【具体的な事業】 ◇国・県の施策の市への反映 ◇国・県への要望	協働推進課